

資料

「上シュレジエン学校紛争に関わる 常設国際司法裁判所判決」 (1928. 4. 26)

小 峰 総一郎

(出典：B. [Bruns, Carl Georg]: „Die Entscheidung des ständigen internationalen Gerichtshofes im oberschlesischen Schulstreit“. In: Nation und Staat, Jg. 1, H. 9, Wien 1928, S. 662-669. 見出しは小峰)

目 次	
概要 (ブルンス)	[抄訳]
判決 第二編	[訳出]
一、主観意志をめぐって	
二、言語選択をめぐって	
三、学校選択をめぐって	
四、不利益被害	
五、判 決	
あとがき (ブルンス)	[抄訳]

[概 要]

[1 . はじめに]

1 . 経緯

- 1927. 12. 30 — ドイツ政府は、ジュネーブ協定の条文解釈をめぐり常設国際司法裁判所に提訴。
1928. 4. 26 — 判決が下さる。
- 次号で判決の詳細を述べる。ここでは、判決独訳と判決論拠の紹介に限定する。
- 判決は『判決』(arrêt) 誌 12 号に掲載、また、『判決選集』(Recueil des arrêts) に印刷さる。

2 . ドイツ側の訴え

- 英文によるドイツ側訴状は次のごとくである。

「司法裁判所は次のごとく裁定されんことを；すなわち

1922 年 5 月 15 日の上シュレジエンに関わるドイツ・ポーランド協定 [ジュネーブ協定]

第74条、106条、131条は、個人が彼の良心に従い、かつ、各人の人格的責任の下に以下を個人の無制限の自由と定めている。

- a. 個人が一の民族的、言語的ないし宗教的少数者に所属するか否かを表明すること
- b. 各人が法的に教育責任を有する生徒ないしは児童のために、授業言語ならびにこれに対応した学校 [少数者学校] を選ぶこと

この表明はいかなる形態のものであれ、当局の側からの追試、取消、圧力、侵害をうけてはならない。

第65条、68条、72条2項、および第三部第二款前文により保証された処遇の平等 (Gleichheit der Behandlung) により、少数者学校を不利に至らすあらゆる差別的方法は許されない、と。」

[2 . 判決の構造]

1 . 概要

- 判決は次のような構成となっている。

事実内容 [(Tatbestand) 構成要件] の叙述

権限問題の議論

具体的争点

- 具体的争点 (第二編) の独訳は次のごとくである。

第 二 編

1 . 少数者保護原則

- 訴訟の実質的対象の検討に移るに当たり、本法廷は、ジュネーブ協定第三部第一款の諸条項と同第二款に述べられた諸条項との間の関係は如何なるものであるかを確定することが必要だと考える。
- この関連で、本裁判所が記憶するところでは、第一部の諸条項は予め大使会議で確定した内容の諸条項だということである。
- それらは、何らの変更なく原案通りに採択されたはずである。
そのことは、第一款序文、ならびに第72条1項に見出される規定から明らかである。
- それらは少数者保護を目的とする諸規定の下、それ自身が一つのカテゴリーを成すものであつ

て、この精神で締結する関係当事者間の取り決めは、上記諸条項が、意図した少数者保護を減じているとしてこれを変更したり、これと背馳したりすることはできないということである。

- (参。この点に関しては上に述べたように第二款序文参照。そこに曰く、本款の諸条項は、「第一款の諸条項に背馳することなく」受け入れられたものである、と。)
- ジュネーブ協定自体と同じ日に関係当事者に署名された最終議定書は、この第一款諸条項の不可侵性を議定書第 15 条で次のように強調している。

「ジュネーブ協定のいかなる命令も、第 65-72 条の諸条項に何らの変更も加えるものではない」と。

- 第 65 条はさらに、本協定を締結した両国は、
「第 66-68 条の諸条項を根本法として承認し、これに反する、ないしは矛盾するいかなる法律命令、職務行為が生ずることなく、また、これに反するいかなる法律、命令職務行為も効力を求めることのないよう」努める義務があると述べて、明らかに本条にその不可侵性を与えている。
- この規定は、さらに第 73 条でも次の文言で繰り返されている、すなわち、
「行政、軍事、特別裁判を含むあらゆる種類の裁判所は、これらの法律、命令が、いかに本協定第三部の定め合致しているか吟味しなければならない」と。

[一、主観意志をめぐって]

2. ドイツ側 — 主観意志

- 協定第一部諸規定のこの特別的優先的性格から、第一款規定の精神に矛盾するごときいかなる第二款規定解釈も容れられないということが言える。
- 第二款諸条項は、第一款諸規定に照らして解釈されなければならないのであって、逆に、第一款諸規定が第二款諸規定に照らして解釈されてはならない。
- 本件訴訟においては、一人の人間が人種、言語ないし宗教の少数者 (Minderheit der Rasse, der Sprache oder der Religion) に所属するか否かの問題に関し、高地シレジアの両者に適用される原則について、締結国両政府で意見の一致が見られない。
- ドイツは、「一人の人間が、かかる少数者に属するか否かの問題」に関し、官庁にあらゆる再審査と取り消しを禁じている第 74 条に基づき、訴訟当事者両国は本規定により、[少数者所属]問題は個人の主観意志 (subjektiver Wille) に委ねられるべきであって、本意志は官庁により尊重されなければならない — たとえその意志が事実 (Tatsache) と矛盾しているように見えようとも — との原則を受け入れたのであるとの見解である。

3. ポーランド側 — 事実

- これに対してポーランドは、一人の人間が少数者に属するか否かは一つの事実問題 (Tatsachenfrage) であって、かかる意志問題ではない、意志問題はジュネーブ協定第三部第

一款諸規定の精神であるにせよ、第一款諸規定が第三款諸規定によって変更されうるものではない、との見解である。

- もし第74条が、一人の人間に対してこの疑わしい少数者所属ないし非所属を自ら表明することを認めるならば、この表明は、実際に実態 (Fall) である事柄にまで及んでしまうはずである。
- 明らかに事実 (Tatsache) と矛盾して、自分はこの少数者に所属していると表明するような人間は、ポーランド政府の見解によれば、耐え難い濫用を犯しているということになる。

4. 司法裁はポーランドの論を支持する

- 司法裁は、ポーランドの立場は、少数者条約 — その諸規定が (このときそれ程重要でないわずかな変更は除くが) そのままジュネーブ協定第三部第一款を成しているのだが — をその精神において、すなわち、一人の人間が人種、言語ないし宗教の少数者に所属し、その結果正当に少数者保護条約が少数者保護に関して定めている諸規定の恩恵を自らのために要求する権利があるか否かの問題は、事実問題 (Tatsachenfrage) であって単なる意志の問題ではないとの精神において、解釈していると判断される、との理解である。
- 少数者条約は、ヴェルサイユ条約によりドイツからポーランドに割譲された地域に直ちに適用されている。
- いかなる人間が少数者に所属する存在なのかを少数者条約が明瞭に述べていないとしても、人がそれを欠落と見做し、後の取り決めでそれを埋めることが不可欠だと考える必要はない。
- むしろ、締結された保護を享受するのは実際に少数者に所属する人間には当然のことであると人が確信できないとしたら、少数者条約はその目的を誤ることになるであろう。

5. 「みなし少数者」も含む

- もしこれ [少数者の保護] が、上に述べた特別の性格 [不可侵性, 根本法規] と共にジュネーブ協定第三部第一款に組み込まれた少数者保護条約の精神だということを承認したならば、協定締約国双方は、これに抗して少数者を念頭に置いた諸権利を自然には少数者概念に入らない人間にも有効として拡大適用することに合意できぬことはないであろう。
- 少数者を念頭に置いて合意された恩恵を、実際には少数者に属さぬ人間にまで拡大することは許されないと考えるのは、少数者保護条約の正しい解釈でもなければ、先に引用した最終議定書第15条の規定に合致するものでもない。
- だが他方、[ジュネーブ協定が] このような拡大[解釈]を予想していないのも確かである。むしろ予想しているのは、ジュネーブ協定の諸規定は少数者保護条約に合致しているということである。

6. ドイツ側の論理

- 協定の諸規定に関して、ドイツ政府の側がその主張の根拠に用いているのは第 74 条のみであり、それは一般的に、一人の人間が民族的、言語的、ないし宗教的少数者 (völkische, religiöse oder sprachliche Minderheit) に所属するか否かという問題に関わるものである。
- 第 131 条は一つの特異問題、すなわち生徒または児童の言語に関わるだけである。
- 第 74 条は次のごとく謳う：

第 74 条 [少数者所属の審査禁止, (民族自由表明主義 [?]) — タイトルは小峰 (以下同じ)]
「民族的、言語的、ないし宗教的少数者に所属することを、当局が追試したり、否認したりしてはならない」

と。

7. 主観原理否定

- 本規定 [第 74 条] にドイツ政府は一つの解釈を与え、それにより純粋意志 (主観原理, subjektives Prinzip) が問題となるのであるが、本規定がかかる解釈に十分な根拠を与えているであろうか？
- 本裁判所はそのような見解は取らない。

8. 理由

- まず指摘しなければならないのは、本規定 [第 74 条] は明確に少数者所属を決断する人間の表明自体を述べているものでもなければ、この表明は [少数者所属] 意志の表明なのであるから、彼の見解によると事実内容 [(Tatbestand) 構成要件] であるものを確定する表明であってはいけない、と述べているものでもないということである。
- 条文にある [表明の] 再審査禁止と取り消し禁止は、ドイツ側から主張された解釈を却下する限りにおいて、全く問題なく理解できる。

9. 上シュレジエンの状況

- 上シュレジエンを支配する諸関係の下では、大量の訴訟事件 — そこにおいて少数者所属、中でも言語ないしは人種 (Rasse) 所属が事実 (Tatsache) からは明瞭にならない、という事件 — が発生するには理由がある。
- かかる不確かさは、例えば言語を例に取れば理解できるであろう。すなわちここにおいては、一人の人間がドイツ語 [だけ] も、文書ポーランド語 [だけ] も喋らない、だが、多数言語を知っており駆使しているのである。人種 (Rasse) に関して言えば、複合婚の事例が問題にな

る [という状況である]。

- 官庁が、自ら一人の人間の証明の再審査ないし表明内容取り消しに着手したいと考えたとしたら、彼らは、かかる事態の中で、より良く現実に対応した結果に至ることはできぬと考えられる。
- このような官庁の側の措置は、いずれにせよ住民の目には嫌がらせの印象を与え、それは政治的熱情を燃え立たせ、官庁の意図を満足させぬのみならず、少数者保護という協定諸条項の意図をも挫くことになるであろう。

10. 協定条項 [第74条, 131条の目的]

- したがって本裁判所の意見によれば、再審査禁止、意志表明取り消し禁止は、少数者所属に関しては事物の自然にしたがい、人種、言語ないし宗教の少数者保護条約の規定にしたがって判断するという基本原則に代わる別の原則を打ち立てるのが目的ではなく、ただ、上シュレジエンで殊に甚大である不利益 (Unzuträglichkeit) — これは少数者所属に関し官庁の側からの再審査ないし意志表明取り消しによって生じたと思われる — を回避するのが目的であると考えられる。
- 同様の基本原則が存在していることを、第131条でも確認することができる；それはすなわち、後に述べるように表明を意図したものであるが、[これも]事実問題 (Tatsachenfrage) (「児童または生徒の言語が何か?」) に及ぶものであって、意志の表明ではない。

11. 偽りの表明

- 補足しておかねばならぬことであるが、官庁の側によるあらゆる再審査ないし取り消しの禁止が、実際には少数者に所属しない一定数の人々を少数者に所属すると認めてしまうという結果になることがある、ということである。
- 本裁判所の見解によれば、これは協定締約国双方が、官庁の側による再審査ないし取り消しの禁止から生じる極めて甚大な不利益を避けるために行った了承である。
- 上に述べられた表明の後に、事実 (Tatsache) と完全に矛盾する表明がジュネーブ協定に適合しないと判定されることがあったとしても、そこから、再審査ないし取り消しの禁止 — ポーランド政府は、このような場合、適応を禁止すべきだと主張したがっているかに見えるのであるが — が止むに至るということは起こらない。
- 明瞭に表現された禁止規定は、何ら制限されうるものではない。
- とは言え、そこから人は、表明は基本的に事実 (Tatsache) に対応しなければならないとした条規解釈はそれ故価値の無いものだと結論づけるべきではない。
- 何が法的状況を確定することは、実際、無意味なものではないからである。

[二、言語選択をめくって]

1. 制限なき自由 — ドイツ政府の主張

- ドイツ政府の第二命題に移るとき、本裁判所の想起するのは、この命題は次の内容を含んでいるということである、すなわち、

児童ないし生徒の教育権者は、「この生徒ないし児童のための授業言語、ならびにこれに対応する学校を選択する」無制限の自由を持っており、「官庁の側のいかなる審査、取り消し、圧力ないしは嫌がらせも受けることがあってはならない」

ということである。

2. 根拠 — ジュネーブ協定第 74 条, 106 条, 131 条

- ドイツ政府が本命題の根拠とするのは、先に本裁判所が詳細にその解釈を行った第 74 条の規定と共に、ジュネーブ協定第 106 条と 131 条の規定である。その文言をここに引用すると次のごとくである。

第 106 条 [少数者学校の設置]

§ 1.

1. 少数者児童が就学年齢にあり、国民学校就学が定められていて、彼らが同一学校組合 (Schulverband) に所属するとき、これら言語の少数者に所属する国籍所有児童 (Kinder) 最低 40 名の教育権者が支持する国籍所有者提案に基いて、少数者学校 (Minderheitsschule) が設立されるものとする。
2. これら児童の最低 40 名が、同一の宗派ないし宗教に所属するとき、提案に基いて、彼らにふさわしい宗派ないし宗教的性格を備えた少数者学校を設立するものとする。
3. 事情により、少数者学校の設立が適当でない場合は、少なくとも、少数者学級 [複数] を設立するものとする。

§ 2.

第 1 項 1, 2 に述べた提案には、可及的速やかに — 但しそれが新学年開始最低 9 ヶ月前に提出された場合であるが —、提案に続く新学期開始に向け対応するものとする。

第 131 条 [児童の言語決定に際して [国内] 少数民族所属の自由表明 (Erklärung; déclaration) 権の保障 [?], 当局の干渉禁止]

1. 児童または生徒の言語が何であるかは、ただ、教育権者により口頭または文書で行われた表明 (Erklärung; déclaration) だけで決するものとする。この表明が、文教当局によって再審査されたり否認されたりしてはならない。
2. かつまた文教当局は、少数者学校創設提案を撤回させることを目的として、提案者らに対していかなる影響力も行使してはならない。

- 「授業言語」の下で何が考えられているかを理解するためには、第 132 条を引き合いに出す必

要がある。それは次のごとくである。

第 132 条 [授業言語としての少数者言語の概念]

1. 教育行政へ参加するために、各少数者学校、少数者学級に 1 学校委員会 (Schulkommission) を編成する。この委員会メンバーの半数以上は、少数者学校、少数者学級生徒の教育権者により選出されるものとする。

§ 1.

本章に謂う、授業言語および授業科目としての少数者言語は、正則文書ポーランド語、ないし正則文書ドイツ語とする。

§ 2.

本章の諸規定により、少数者言語が授業言語であるところでは、少数者言語が、全授業科目の授業言語におよぶものとする — 但し、すでに住民投票地域のポーランド帰属部分で、授業教科としてポーランド語が、ドイツ帰属部分で、授業教科としてドイツ語が導入されている場合には、これらの教科を除くものとする —。

§ 3.

本章の意味での少数者語教育 (Minderheitssprachunterricht) は、授業言語としての少数者語の中でも、教えられるものとする。

3. ポーランド側の主張

- これに対して、ポーランド側も同じように「予備的応急的」申し立てを行う。すなわち、一人の生徒または児童の教育権者は、「生徒または児童の言語が何であるか表明する」自由を有している、と。
- だが、この主張は、授業言語とそれに対応する学校を選択する自由の否定なのである。
- 訴訟においては、いずれにしてもポーランド側は、表明に関して官庁の側のいかなる再審査も取り消しも行われぬ、との文言を留保なく受け入れた。

4. 論拠 — 69 条

- ポーランド政府は、ドイツが訴訟で述べた条項 [第 74, 106, 131 条] 以外に、ジュネーブ協定第 69 条を根拠とする。その条文の最初の部分をここに引用しなければならない。

第 69 条 [(= [ポーランド条約] 第 9 条 1, 2) 固有語授業, 教育・宗教・福祉への公費支出]

1. 公教育の分野で、ポーランド政府は、外国語を話すポーランド国籍者 (fremdsprachige polnische Staatsangehörige = ドイツ系少数者等) が相当程度居住する都市及び地方においては、適切な便宜を講じ、これらポーランド国籍児童に対し、下級学校にあっては授業が彼らの固有言語で行われるようにすべきものとする。この規定は、ポーランド政府が、これらの学校においてポーランド語を必修科目とすることを排除するものではない。
2. ポーランド国籍を有する民族的、宗教的、または言語的少数者が相当程度居住する都市及び地方においては、これら少数者のために、教育、宗教、または福祉目的に支出される国費、地方費、または他の予算の、正当割合金額の享受と配分とが保障されるべきである。

5. 事実の表明 = 言語

- これから演繹されるのは、ジュネーブ協定第 105 条（資料参照）が念頭に置く少数者学校、少数者学級、ないし言語コース (Sprachkurse) は、単に親がポーランド語以外の別の言語 [ドイツ語] に属する、ポーランド語以外の別の言語 [ドイツ語] の生徒のために定められているに過ぎぬということである。

【小峰補足】

第二節 公立国民学校教育

第 105 条 [少数者国民学校, 少数者授業]

§ 1.

本章の意味での国民学校とは、継続教育機関を除外して、児童に定められた教育が他の方法によってでは配慮されないとき、児童が通わなければならない学校のことを謂う。

§ 2.

公立国民学校教育分野での少数者の要求に対しては、以下の少数者教育機関によって、配慮するものとする；

- a) 少数者言語を授業言語とする国民学校 (少数者学校 Minderheitsschulen)
- b) 国家語国民学校に設置された、少数者言語を授業言語とする国民学校クラス (少数者学級 Minderheitsklassen)
- c) 少数者授業 (Minderheitsunterricht), つまり
 1. 少数者言語による読み書き授業 (少数者語教育 Minderheitssprachunterricht)
 2. 少数者言語による宗教授業 (少数者宗教教育 Minderheitsreligionsunterricht)

- また、第 131 条が念頭に置いている、生徒または児童の言語が何であるかという表明は、事実 (Tatsache) の確定を目指したものであって、意志や希望の表現を目指すものではない。

6. ポーランド側解釈に賛同

- 第 131 条は、事実 (Tatsache) を確定する表明であり、意志や希望を表現するものではないとの問題に関して、本裁判所は、ポーランドの解釈に与しなければならない。
- 同条の文言は、明確にこの意味を与えている（「生徒または児童の『言語が何であるか』を確定するために）。
- この意味は、さらに第 105 条の表現とも完全に呼応し（「言語的少数者の児童」）、かつまた、第 107 条の表現とも呼応している（「一つの言語的少数者に」「所属する」「生徒」）。
- この解釈はさらに、第 69 条が用いている「彼らの固有言語で」との文言の意味とも照応する。
- 本裁判所は、協定文言の中には、協定第 131 条にドイツ政府が望むような解釈——すなわち本 131 条は単に意志ないし希望の表明を目指したものであり、[ここから] 少数者語による児童、生徒の教授が導かれる、との解釈——を与える根拠は存在しないと判断する。
- この点に関しては、先に第 74 条の解釈で詳論したことも重なる。

7. 混合委員会決定との矛盾は無視

- 本裁判所は、ジュネーブ協定の基礎において提訴されている [ドイツ側] 主張に対して判決を下さなければならないのであるから、本裁判所としては、上シュレジエン県知事 [ポーランド] が混合委員会委員長 [カロンデル] の下した決定に従い、第 106, 107 条で想定する申請書式の中に児童の母語 (Muttersprache) の表明要求を削除したという事実が格別の意義を認める訳には行かない。
- ちなみにこの表明の削除は、同条項の文言自身がこの点の表明を求めてはいないという事実、ならびに協定が「母語」(Muttersprache) という表現を使っていないという事実から説明されうるものである。

8. ダンチヒ問題

- また本裁判所としては、ドイツ政府がその判断 — すなわちこれをポーランド政府も、ポーランドと自由都市ダンチヒとの会談に当たって受け入れ、1921 年 10 月 24 日、すなわちドイツとの上シュレジエン問題会談の開始 1 ヶ月もない時期に合意し終結した会談における判断 — の中に見出す論拠は、十分な意義をもつとは考えられない。
- ドイツ政府の理解によれば、当時ポーランド政府は、現在ドイツ政府が支持している基本原則 [主観原理] の受入を求めていたという。
- 本裁判所は、それを完全に正当だとは見做さない。
- ポーランド政府は、当時 2 つの事柄を要求していたのである。

ダンチヒの [ポーランド系] 少数者学校就学承認に、児童がポーランド民族でかつポーランド語 [が堪能]、が必要条件ではなく、単にポーランド出自 (Ursprung) か、または単にポーランド語 [が堪能]、で十分である。

教育権者たる人の表明は、児童がポーランド語に堪能か、もしくはポーランド出自であるか、を決定するものであり、その際教育官庁の側から、この表明の正当性の審査を行ってはならない。

- つまりポーランドは、各人の少数者学校入学を認める際、満たすべき条件に 2 つの別の事柄つまり

児童がポーランド出自であるか、またはポーランド語 [が堪能] か、
を求めたのであった。

- ジュネーブ協定には、これの第二要求 [ポーランド語 [が堪能]] のみが受容されたと判断される。
- ポーランドの要求は、この点においてジュネーブ協定第 131 条第 1 項に完全に照応していると考えられるのであり、したがって本条のドイツ側解釈にいかなる論拠も与えることはできない。

9. 文化要求表明としての意志要素

- だが、本裁判所がジュネーブ協定の文言から、第 131 条は基本的に事実 (Tatsache) の存在を目指したものであって、意志ないしは願望の表現を目指したのではないと結論づけたとしても、事実 (Tatsache) 評価にあたって主観要素 (subjektives Element) を正当に考察するというところまで排除するものではない。
- 実際、一人の人間のことばの下で、何が理解できるかは常に明瞭かつ疑いないという訳ではない。取り分け、親が別のことばで自らの文化要求を満たし、このことばを自らのことばであると愛着して捉えているとき、就学年齢に達した子どもを問題にする場合、子どもが一般的に用いることばだけに限定しないで考察することが、正当であることは間違いないことである。
- 今述べたことは、格別上シュレジエンに関して当てはまることであって、訴願手続きが当地の言語の観点からなされていると考えられる訴願においては、考察はこの特殊状況に留意して行うのが適当と考えられる。

[三、学校選択をめぐる]

1. 言語表明 (第 131 条) は少数者学校入校の根拠か

- ドイツ側命題は、さらに別の問題も投げかけている；すなわち、ジュネーブ協定に依るならば、生徒または児童を少数者学校 (少数者学級ないしコース Klassen oder Kursen) に入学させることは、同協定 131 条の定める表明に基づくと言えるのかどうかという問題である。

2. 少数者就学の無条件拡大は不可

- これに関連して本裁判所が指摘しておきたいのは、第 69 条は、「適切な便宜」を講じて、公立小学校における少数者語による授業を、少数者語を授業言語としない他の生徒または児童に対して行うことを当該国 [独ポ] に義務づけていないことは疑いない、と思われるという点である。
- だが、これをさらに先の協定第一款ならびに第二款諸規定の関係につき述べたことに照らすとき、本条諸規定は、想定した生徒または児童以外に対し、協定による同様の恩恵の拡大適用を排除していると解釈するのは合理的でないかに見える。
- そこで、協定がこのような拡大を確定しているか否かが問題となってくる。
- 混合委員会委員長 [カロンデール] は、一方の第 106 条、107 条に一定の定めのある少数者学校ないし少数者コースの設置申請と、他方の既存少数者学校 [ドイツ語校] への生徒の単なる入学申請とは区別しなければならない、との理解である。
- 協定に定めのない後者 [既存少数者学校への入学申請] は、委員長によれば、言語に関していか

なる形式にもまた条件にも服さない。

- この解釈の根拠となっているのは、第一義的には、ドイツ政府が第74条、第131条により確定されているとする「主観原理」であるように見える。だが、先の司法裁による解釈によるならば、ここに主観原理は含まれぬのである。

3. 平等処遇原則 (Gleichbehandlung)

- [第131条の自由表明に基づく少数者学校就学の] もう一つの根拠なるものが、ジュネーブ協定第68条が保証する平等処遇原則 (Gleichbehandlung) である。
- 本条の文言は次のごとくである。

第68条 [(= 1919.6.28 の少数者条約 8 条) 少数者の平等処遇]

民族的 *völkisch*, 言語的, ないし宗教的少数者に所属するドイツ国籍者 *die deutschen Staatsangehörigen* は, 他のドイツ国籍者と平等の処遇, 平等の法的・実際的安全を享受するものとする。彼らは取り分け, 自分たちの費用で福祉・宗教, ないし社会的施設, 学校ならびにその他の教育施設を設立・運営・監督し, その中で彼らの言語を自由に使用し彼らの宗教を自由に行使する権利を有するものとする。

民族的 *völkisch*, 言語的, ないし宗教的少数者に所属するポーランド国籍者 *die polnischen Staatsangehörigen* は, 他のポーランド国籍者と平等の処遇, 平等の法的・実際的安全を享受するものとする。彼らは取り分け, 自分たちの費用で福祉・宗教, ないし社会的施設, 学校ならびにその他の教育施設を設立・運営・監督し, その中で自分たちの言語を自由に使用し自分たちの宗教を自由に行使する権利を有するものとする。

4. 第68条はドイツ側第二命題と不可分

- 第68条は, なるほどここで問題にする [第二] 命題と関わってドイツ側申し立てに用いられている訳ではないけれども, 訴訟の中で明らかになったのは,

ドイツ政府は, 第68条の中に少数者学校選択の自由が存する, それは第131条に定められた表明義務を果たさずとも存するとの立場である,

ということである。

- 本裁判所はしたがって, この議論を吟味しなければならないと考える。

5. 少数者学校就学に告白不要 — ドイツ側主張

- 実際, ドイツ政府が口頭訴訟手続の中において表明したのは, 人がもし子どもの少数者学校への単なる学籍登録に際して, 教育権者に単なる入学申請以上の何物かを含む表明を求めたとしたら, ジュネーブ協定第67条, 68条が規定しているすべての国籍所属者の平等処遇原則が損なわれるであろう, ということであった。
- 論拠付けは次のようなやり方であると判断される, つまり

子どもを多数者学校に学籍登録させるのに何ら特別な表明は求められない。
したがって、平等処遇原則に基づき、同様のことが少数者学校への学籍登録に際しても当てはまるべきである、と。

6. 少数者の特別の権利 — 司法裁判判断

- 司法裁はこの論拠に与することはできない。
- 本裁判所の理解では、第 67 条 (同封参照) は上記問題に関し関係を有しない。

【小峰補足】

第 67 条 [(= [ポーランド条約] 第 7 条) 少数者人権, 信条自由, 民族語使用の自由]

1. すべてのポーランド国籍者 (alle polnischen Staatsangehörigen) は、法の前に平等で、民族、言語、または宗教の差異に関わらず、平等の市民権ならびに公民権を享受するものとする。
2. 宗教、世界観 (Weltanschauung)、または信条の差異が、ポーランド国籍者に対し、いかなる市民権ないし公民権の享受を妨げることがあってはならない。取り分け、公務員採用、職務遂行、栄典授与、ないし各種職業ならびに産業遂行においてである。

- 第 68 条に関して人が注目しなければならないのは、第 68 条は第 69 条を無視して解釈してはならないということである。

第 69 条 [(= [ポーランド条約] 第 9 条 1, 2) 固有語授業, 教育・宗教・福祉への公費支出]

1. 公教育の分野で、ポーランド政府は、外国語を話すポーランド国籍者 (fremdsprachige polnische Staatsangehörige = ドイツ系少数者等) が相当程度居住する都市及び地方においては、適切な便宜を講じ、これらポーランド国籍児童に対し、下級学校にあっては授業が彼らの固有言語で行われるようにすべきものとする。この規定は、ポーランド政府が、これらの学校においてポーランド語を必修科目とすることを排除するものではない。
2. ポーランド国籍を有する民族的、宗教的、または言語的少数者が相当程度居住する都市及び地方においては、これら少数者のために、教育、宗教、または福祉目的に支出される国費、地方費、または他の予算の、正当割合金額の享受と配分とが保障されるべきである。

- 本条 [第 69 条] が、適切な便宜を講じ、公立初等学校において少数者言語児童の教育が、彼らに対しその独自のことばによって行われるよう保証することを義務づけたことによって、本条が示すものは明らかに、これは第 68 条がその恩恵を少数者言語の児童に限定して保証した「平等処遇原則」に完全に合致するということである。
- そこでこの規定の遵守のために、児童の言語に関し表明が求められたとしても、このことが第 68 条により保証された「平等処遇原則」に違反すると見做すことはできない。

7. 第 69 条 便益行使の条件

- 第 69 条は、実際、一定の条件の充足と結びついた便益を保証している。重要な条件が充足されなければこの便益の発動がないという事実が、したがって、平等処遇問題を醸し出さないのである。

- 上に述べたことから、人が、責任を有する人物 [教育権者] による表明に基づき、その言語がポーランド語のみである、ないし、言語に関する表明を行わない児童に少数者学校 (少数者学級ないし少数者コース) 就学を拒否することがジュネーブ協定に矛盾すると考えることはできない。

8. 表明承認, 再審査禁止

- 表明が出されたならば、それはいつでも正当と認められる必要がある。
- 第 131 条および第 74 条に関し、本裁判所の理解では、あらゆる再審査ないし否認の禁止は適用可能であることを止めない、[たとえ]その表明が真実と一致しないと判明する場合であろうとも、ということである。
- この点につき本裁判所は、先に第 74 条に関して詳細に述べたことを指摘しておく。

[四、不利益被害]

1. 第三命題 (ドイツ) に関し

- さて、今、本裁判所がドイツ政府の第三命題に取り組むとき、本裁判所は、これについては協定の第 68 条のみが考察されるということ述べておく。
- ドイツ政府がいずれにせよ引用している第 65 条 (同封参照) は、第 68 条が備える条項に、実際、何も付加してはならず、むしろこれ [第 68 条] に、格別に重要かつ不可侵の性質を付与しているからである。
- 同様に [ドイツ政府に] 引用されている第 72 条 2 項および第二款前文 (同封参照) に関しても言及は行っていない、なぜなら、それらを考察することが本裁判所には許されていないからである。

【小峰補足】

第 65 条 [(= 1919.6.28 の少数者条約 [ポーランド条約] 第 1 条) ポーランド条約と国内法]

ポーランドは、第 66-68 条の諸規定を根本法として承認し、これに反するないしは矛盾するいかなる法律、命令、職務行為が生ずることなく、また、これに反するいかなる法律、命令、職務行為も、効力を求めることのないよう努める義務を負う。

第 72 条 [(= [ポーランド条約] 第 12 条) 少数者問題は国際連盟管理下。紛争解決、常設国際司法裁判所]

2. ポーランドは、国際連盟理事会の全構成員は、これら諸義務の侵害ないし侵害の危険に対し理事会に警告を発しうること、また、これに基き理事会は、状況に適切有効と考えられるあらゆる種類の対処、指示を行うものであることを承認する。

第 款 前文 [本款の位置]

住民投票地域の両側部分の少数者保護を、真性の相同性原則 (Gegenseitigkeit) で確立するため、

また、体制移行から発生する特殊事情を考慮するために、協定締約国双方は、15年の期間、第一款諸規定に抵触することなく、[本款に掲げる]以下につき同意した。本款は、第65-72条の内容物を詳説したものに他ならず、これにより、少数者保護全体を見通したものである。

2. 平等処遇との不一致 [Bruns 判決文になし。Junckerstorff より補足 — 小峰]

- ドイツ政府の第三命題は、少数者学校の多様な方策が、[協定の] 平等処遇原則 (第68条) と一致しないことに関わるものである。

3. 少数者学校の不利処遇

- ドイツ側命題によると、問題となっているのは、英文原テキストで ■singling out the minority schools to their detriment■ [少数者学校を不利に選び出すこと] と表現される諸方策である。
- この表現は、本裁判所の考えでは、少数者学校になされる扱いが他の学校よりも良好でないか不十分である、それと同時に、多少なりとも恣意的性格をもつ諸方策を意味している。

4. 検査の実態

- ドイツ政府は、その答弁書で本命題の補強として以下の事実を挙げた。すなわち、ドイツ系少数者学校の大部分は、ジュネーブ協定発行後に、ポーランド官庁による激しい反対に遭いながらも組織され、維持されているのだ、と。
- それが述べるには、少数者学校業務におけるポーランド官庁の恣意的干渉を訴えている (beklagen) 少数者メンバーの訴願状 (Gesuch) が700以上未決である、また、7件の集団訴願 — これらは同じように少数者学校だけに関わるものであるが — が、協定第149条、157条に基づき、国際連盟に提出されている、と。
- 少数者学校に対するポーランド官庁の姿勢が敵対的であるとして、ドイツ政府が主張の根拠に挙げるのは、次の事実である、つまり、ギェラウトヴィツェ町 [Gierałtowice] で少数者学校設立を求めた者全員の尋問を目的として、管轄官庁が定めた検査について、混合委員会委員長は、1927年10月12日、見解で以下のように求めているという事実である。

尋問は、教育権者に、これは少数者学校の創設を放棄させることになる圧力であるとの印象を抱かせるにちがいない。殊に、少数者が数年間に亘って、少数者学校分野で官庁との継続的な闘いに巻き込まれているのであるから尚更である。

ジュネーブ協定第131条2項によれば、第106条の趣旨で提出された申請の撤回目的に作用する影響力行使は、それがたとえどれほど僅かのものであろうとも、官庁には禁じられている。したがって、明らかに管轄官庁は、本条 [第131条] に違反している。

5. 嫌がらせ

- 官庁による不平等な取扱いの事例として、ドイツ政府は、以下の2つの出来事を挙げた。

ブジェージェ町 (Brzezie) の警察が、少数者学校の手で開催されたクリスマス祭に際して取った態度。ブジェジンカ町 (Brzezinka) [ビルケナウ] では、教育官庁が少数者学校を、当校に学籍登録した児童の多数が居住する場所から約45分も離れた場所に設立した。しかし、この場所には食堂が殆ど見出せなかったのである。

6. 恣意的取扱いも不可

- 本裁判所の見解では、少数者学校に対する一般的に敵対的態度、多かれ少なかれ恣意的取扱いと考えられる態度は、ジュネーブ協定第68条の基本原則と相容れないと考える。
- なお司法裁は、訴訟に提出された資料ならびに主張の中に、少数者学校を傷つける不平等取扱いはすべてジュネーブ協定第68条が保証する平等処遇に背くものであるとのドイツ側命題の正当性を、ポーランドが否認したと言えるいかなる事物も見出し得なかったということを示す。
- 他方、司法裁は、官庁の態度が実際に不平等取扱いの性格を有していたのかどうか、という問いに関して言及する意図は有しない。なぜなら、具体的方策に関して本裁判所は、これがかかる性質 [不平等] のものであると断定することを求められてはいないからである。

7. ドイツ側第三命題は断定できず

- かかる状況の下で、本裁判所は、自身にドイツ側第三命題を判定すべき義務が課せられてはいないと判断する。

[五、判決]

1. 評決

- 以上の理由に基づき、司法裁は両当事者の訴えを聴取した後、8対4の評決をもって次のごとく判決を下した。

被告の側から提出された管轄外との抗弁は却下された。(管轄違いであれ、承認しがたいものであれ)

[a.]

1922年5月15日の上シュレジエンに関するドイツ・ポーランド協定第74条、106条、131条は、[当国の]国籍所有者すべてに、自らの責任において、言語ないし宗教の少数者 (Minderheit der Sprache oder der Religion) に所属するか否かを表明する自由、同様にまた、その教育につき正当に責任を有する生徒または児童の言語を表明する自由を保証している。

この表明は、その当人につき事実状態 (tatsächliche Lage) としては疑わしいと判断される点にまで及ばざるを得ない。

[b.]

生徒または児童の言語が何であるかを表明する自由は、場合によっては状況判断に一定の余地が保証されているにしても、それは授業で用いるべき言語、およびこれに対応する学校を選ぶ無制限の可能性を意味するものではない。

しかしながら、ジュネーブ協定第 131 条が目指す本表明、また同様に一人の人間が人種、言語ないし宗教の少数者に所属するか否かの問題は、どのような形態のものであれ、官庁の側からのいかなる圧力ならびに侵害に晒されるものではない。

本裁判所は、申し立てにある少数者学校に不利益となる多様な処遇すべてが、ジュネーブ協定第 65 条、68 条、72 条 2 項、および第三部第二款序文で保証された処遇の平等に合致しないと断定するものではない。

- フランス語ならびに英語で作成された本判決に関しては、フランス語テキストを基準とする。
- 1928 年 4 月 26 日、ハーグ平和宮殿にて結審。判決 3 部中 1 部は司法裁判所文書館保存とし、他の 2 部は、原告ならびに被告者たる政府代理人に手交するものとする。

議長 D. アンチロッチェ (D. Anzilotti) (署名)

書記 A. ハマーショルド (A. Hammarskjöld) (署名)

あとがき [ブルンス]

1. 特別意見あり

- 判決は 8 - 4 で受け入れられた。
- 特別意見が、4 名から出された。
 - ・ フーバー (Huber, スイス)
 - ・ ネグレスク (Negulescu, ルーマニア)
 - ・ ニュホルム (Nyholm, デンマーク)
 - ・ シュッキング教授 (Prof. Schücking, ドイツ) — ニュホルムが提出した特別意見、すなわち表明のあり方に関する特別意見、の第 4 部に賛成。

2. 「主観意志」への注目

- 判決はフランス語だが、司法裁の訳した英訳には意義あり。

例えば、少数者所属は「純然たる自由意志の問題」(question de pure volonté)ではなく「事実の問題」(question de fait)である、と言うとき、フランス語の ■volonté■「自由意志」を ■intention■「意図」と訳している。

[英語の ■voluntary■ は「任意の、故意の」(小学館『プログレッシブ英和中辞典』)という、弱い、ないし否定的なニュアンスをもつが、■intention■「意図」は「意志ないし自覚」という、強い肯定的なニュアンスの語である。両語の違いは次の如く：「voluntary：自由意志でなされる意の一般語で、通例、意志決定が事前の考慮または判断の上でなされることを暗示。intentional：意図的、計画的行為などについて用い、偶然や不注意の含みは全くない」と(小学館『ランダムハウス英和大辞典』)。フランス語 ■volonté■ の英訳語は、普通には ■voluntary■「自発的行為」であるが、司法裁が、この語ではなく「自覚的決定」を意味する ■intention■ を採用したところに、司法裁の意志要素の積極的受け止めがあるとブルンスは評価しているわけである。— 小峰]

3. 二者の弁論中一者(ポーランド)を採用

- だが、司法裁は、いつでも少数者所属というものは「単なる無意識的な意志決定」(ein bloßer spontaner Willensentschluß)によって基礎づけられうる、またこれを放棄しうるとするポーランドの立場のみを採用。

4. 意志要素の位置づけ

- 少数者所属につき、疑わしい場合の論：少数者所属の「事実状況」にあふれている決定的な意志要素の存在自体は否認せず。

- しかし、少数者所属の「事実状況」を限定することはしていない。

[「少数者」とは何か。出生、言語、意志、等の相互関係はいかなるものか、を定義づけていないということである。— 小峰]

- 裁判が求めている最上級の司法判断のみ答える。少数者所属の定義につき、それ以上を語ることを避けた。

5. 司法裁判断、意義がある

- 「いかなる基準により 事実としての少数者所属か」

— この決定的問題につき、司法裁は、上シュレジエンについては主観要素を置いた。

- かつ又、審査禁止の点で、一般的ながら、主観要素を基準とするとした。

- 判決を理解するには、さらに

- ・「国内少数者」(minorité nationale) でなく、
- ・「人種的小多数者」(minorité de race) および
- ・「言語的小多数者」(minorité de langue)

こそ問題にしなければならない

B. [ブルンス]

「司法裁判決」 解題

目 次

はじめに

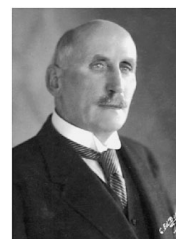
1. 客観基準と主観基準 — 民族 決定をめぐる
2. ドイツの中のポーランド人
3. 上シュレジエン学校紛争と司法裁判決

ま と め

文献, 年表

上シュレジエン混合委員会委員長 カロンデル (Felix-Louis Calonder, 1863-1952)

- スイス, グラウビュンデン州出の政治家 (FDP), 元スイス大統領。
1863 : グラウビュンデン州 [唯一のレトロマン州] 生
1891-1913 : グラウビュンデン州議 (Grosser Rat)
1896, 1899 : [州] 大統領 (Präsident)
1913.6.12 : 初のレトロマン州出連邦議員
1913-1917 : 連邦内務省 (Departement des Innern)
1917 : 連邦副大統領
1918 : 連邦大統領
1918-1919 : 連邦政治省 (Politisches Departement)
1920.2.12 : 連邦議員退任
- カントン議員ヴェッチュと墾フォアアールベルク州の合邦を推進 [合邦できず]。
- 連邦議員モッタと国際連盟加盟推進 1920.5.16 加盟承認 (賛成 11 反対 10 僅差)
- 連邦議員退任後, 国際法教授マックス・フーバーと共にフィンランドのオーランド諸島問題に尽力 (オーランド諸島 = フィンランドの自治領の島々。住民のほとんどはスウェーデン系で公用語スウェーデン語)
- 1922-1937 上シュレジエン混合委員会委員長
(der Präsident der Gemischten Kommission)
- 清廉公正 — 「混合委員長の職を 15 年に亘って務めたのが元スイス大統領 Dr. フェーリクス・カロンデルだった。彼は、力の限りを尽してジュネーブ協定文言に生命を吹き込んだ。彼の清廉公正な精神, 政治家また外交官としての経験, そして国内少数民族の運命に対する心温かな対応が、彼をして膨大なエネルギーを注いでその職責を遂行させ得たのである。そのため彼の職務指揮に対して、ドイツ, ポーランドから何らの非難もなされ得なかったのである。(Junckerstorff, S. 23)



フェーリクス＝ルイ
・カロンデル
(Felix-Louis
Calonder,
1863-1952)

(Junckerstorff, Stauffer ほか参照,

写真出所 : League of Nations Photo Archive, <http://www.indiana.edu/league/index.htm>)

はじめに

「石井 = ランシング協定」で名高い戦前の外交官で、大隈重信内閣の外務大臣も務めた石井菊次郎 (1866-1945) は、国際連盟日本代表として関わった「シレジア定境問題」を、後年次のように回顧している。

五 上部シレジア問題

聯盟理事會が平和的に解決し得たる國際紛争は數多あるが、就中上部シレジア定境問題の圓滿解決は特筆に値する成功であった。問題のシレジア地方は面積から言へば我四國位であるが地上は肥饒農作に適し、地下は鑛物に富み、其石炭産額は我全國の總額と略ぼ匹敵する程である。往昔普魯西亞王フレデリック二世が此地方に垂涎措く克はずして終に干戈に依つて之を奥國より奪取したのも故あるかなである。ヴェルサイユ平和會議に於て一旦之を新興國波蘭に與ふることに内定したが、後に至り英國の提議に因り遂に平和條約第八十八條末項が出来たのである。同項に依れば獨逸は主要聯合國が上部シレジアに於て設定すべき境界を承認し其以外の地方を波蘭に讓渡する事に同意したのである。然るに主要聯合國 (英、佛、伊、日) が右境界を設定せんとするに當り、英佛間に激しき争論起り幾度も最高會議は開かれたが、英のロイド、デョウチ氏と佛のブリアンとは双方とも佛騰せる自國國論に面して一步も退く事克はず、會議は何時も不調に終つた。此問題が上程せられた最高會議には我輩は常に林男爵と共に帝國代表を勤めたが英、佛の争論が餘に激烈であつたから日本と伊太利との代表は殆んど手の着け様になかつたのである。

一年有半争議の後最高會議は匙を投げて問題は終に聯盟理事會に提出せられたのであつた。我輩が理事會議長の任期將に了らむとするに際し、圖らず此難問題が舞ひ込むので、取敢へず事務總長と内議を凝らし、本問題の報告委員たるべきものを物色した。我々の視線は期せずして西班牙代表キノネス、ド、レナン氏に集まつた。同氏に當りて試みたが彼は本國政府と協議の上之を謝絶した。蓋し英佛の間に狭まれて何れからかの怨を買はむ事を虞れてであつた、白耳義と瑞典とは少しく事情ありて之に頼むは面白からず、他に適任者は見當らない、時日は切迫して遲疑を許さない。茲に於てドモランド事務總長の強き希望に因り我輩は政府の内諾を得て自ら報告委員となつた。斯くて理事會は支那代表顧維鈞氏の新議長の下に開かれ、我輩は報告委員として本問題の経過を述べ終るや、佛國理事ブルヂョア氏は本件が極めて大問題なるが故に之を一般問題と引き離し、之が為に別の議長を設け、他に三名より成る報告委員を設けること及議長としては豫て最高會議に於て本問題に精通したる石井子を煩はしたしと提議し、英國理事バルフォア卿之に賛成し同僚一同之に和したから我輩は圖らず大役を引受くることとなつた。

斯くて本問題は議長と三名の報告委員の下に聯盟事務局員日夜の勵精を以て詳細なる研究を遂げ、二週間の後、一の解決法が案出せられ、次で理事會の全員一致を以て採用せられた。最高會議は理事會の解決案を遵用して其儘に上部シレジア境界を劃定した。新國境に對しては濁逸側にも波蘭側にも不平はあつたが双方に不平あるは解決の公平を證明する所以であつて、世上一般の受は好かつた。之を實際に徴するに、之まで佛騰し居たるシレジア地方は忽ち靜穩に歸し、爾來今日に至るまで九年間何等紛擾を見ないのである。斯くて普通外交が大使會議最高會議を幾度開いても解決し能はずして匙を投げた難問題が、聯盟外交即ち理事會の審査に依り三週間以内に圓滿なる解決を見ることを得たのである。聯盟が國際平和機關として大なる尊重を受けたのは此成功より始まつたとは

一般の評である。

(石井菊次郎『外交餘録』1930)¹

人類最初の総力戦、第一次世界大戦を戦ったヨーロッパは、ヴェルサイユ講和条約会議（パリ講和会議）において、戦後秩序をめぐってイギリスとフランス間の対立が生じ、その結果、新生ポーランドの西部国境（上部シレジア）は、住民投票によって決するとしたのである。上部シレジア全体をポーランドとするという当初合意は、英首相ロイド・ジョージの住民投票提起によってくつがえり、結果的に上部シレジアの「分割」に至るわけである。1921年3月20日上部シレジアで行われた住民投票後、その結果に反発したポーランド人側の蜂起によって流血の事態が出来し、ここに上部シレジア国境をすみやかに画定することは欧州の平和維持にとって重大問題となった。この問題の解決に、ヨーロッパから遠く離れ、欧州諸国に対し中立を保ち得る日本の存在がクローズアップされた。このとき、フランス大使で（1920年任官）ヨーロッパにあった上記石井菊次郎が、国際連盟全権、国際連盟理事会理事として、沈着果敢の行動をとった。このことは、その後、この地に居を移して独ボ両少数民族教育権の実現に努力したスイス大統領カロンデル現地混合委員会委員長（カロンデル、フェーリクス＝ルイ（Felix-Louis Calonder, 1863-1952））の活動と共に、上部シレジアの独ボ少数民族問題史の中で大きく評価されてよい²。

この上部シレジア（ドイツ呼称「上シュレジエン」Oberschlesien）国境は、石井菊次郎らの調査と提起に基づき、ひとまずは住民投票結果に対応して国境線画定がなされた。しかし、問題はそこからである。元はドイツ国であった上シュレジエン州の東部3分の1がポーランド国「シロンスク県」（Województwo śląskie、ドイツ呼称「東部上シュレジエン」Ostoberschlesien。県都カトヴィツェ Katowice、ドイツ名カトヴィッツ Kattowitz）となった。それは、面積的には相対的に小さいが、シュレジエン炭坑・鉱山、それにより発展した重化学工業、これらを含み

-
- 1 石井菊次郎『外交餘録』岩波書店、1930年（吉村道男監修「日本外交史人物叢書 第6巻」ゆまに書房、2002年）、187-189ページ。
 - 2 上部シレジアの国境画定問題において石井菊次郎の果たした役割については、濱口學「国際連盟と上部シレジア定境紛争」（1993/3）に学ぶところ大である。上部シレジア問題と「ジュネーブ協定」（1922.5.15）、また、これに取り組んだ石井菊次郎の役割について、筆者（小峰）は、濱口の一連の研究を通して知ることができた。筆者は一介の教育学徒であるが、濱口が、公開成った戦前わが国の外交文書を駆使して、石井菊次郎がバリ、ジュネーブにおいて、英仏を始めとする連合諸国、また国際連盟事務局と連絡調整を取り合い、かつ東京の外務省と電信、書簡を取り交わして、本問題の早期平和的解決に向けて公平無私、粉骨砕身の努力を傾けた姿を描き切り、その情景が臨場感をもって迫ってくる。氏の一連の研究に心から感謝したい。なお、石井菊次郎の人物像については、高橋勝浩「石井菊次郎 歴史を指南車と仰いだ知性派外交官」佐道明広・小宮山一夫・服部龍二編『人物で読む近代日本外交史』吉川弘文館、2009年、参照。上部シレジアと国際連盟、シュトレゼマン外交については、篠原初枝『国際連盟 世界平和への夢と挫折』中公新書、2010年；牧野雅彦『ロカルノ条約——シュトレゼマンとヨーロッパの再建』中央公論新社、2012年、参照。

もつ鉱工業三角地帯がほぼそのまま含まれ、産業上、経済上の重要性は、残余 3 分の 2 の独領上シュレジエンよりもはるかに大きい。ここでは今までドイツ式学校が発達してきたのであるが、ポーランド帰属後、これに代わってポーランド語ポーランド文化の学校教育が敷かれ³、ドイツ語ドイツ文化の学校は、「ジュネーブ協定」(1922. 5. 15) によって少数民族「ドイツ人」にのみ認められることになったのである。

このドイツ系少数者学校への就学は、当初「ドイツ語が不自由なドイツ人」生徒も通学可能であったのだが、その後、第 6 代県知事グラジュインスキ (Michał Grażyński, 1890-1965) により、学籍登録に際して「母語」アンケートが実施され、その結果に基づきドイツ語を「母語」としない大量の「ドイツ人児童生徒」がドイツ系少数者学校就学を排除されたのだった。これを不当とするドイツ側の提起によって、本問題は、最終的に、国際司法裁判所で争われることになった。今回は、その判決 (1928. 4. 26) を紹介検討してみることにしたい⁴。

1. 客観基準と主観基準 — 民族 決定をめぐって

この判決は、訴訟自体はドイツ側敗訴である。ドイツ語が不十分な生徒にも、これまで同様に、ドイツ系少数者学校就学を認めよとの主張は退けられた (もちろん、判決にあるように、ドイツ

3 新生ポーランドにおける初期教育研究については、Eser, Ingo: »Volk, Staat, Gott!« : Die deutsche Minderheit in Polen und ihr Schulwesen 1918-1939. Wiesbaden: Harrassowitz Verlag, 2010 (Veröffentlichungen des Nordost-Instituts; Bd. 15) が突出している。また、Dobbermann, Paul: Die deutsche Schule im ehemals preußischen Teilgebiet Polens. Posen 1925 の研究と翻訳資料は、「ドイツ」から「ポーランド」への教育移行研究に欠かせない文献である。筆者のさきの 2 つの解題「資料 シロンスク教育令 (1922. 8. 21)」『中京大学国際教養学部論叢』4 (2), 2012 年 3 月; — 「資料 C. G.ブルンス: 「少数民族文化自治ライヒ法草案」(1926.3.15)」『中京大学国際教養学部論叢』5 (1), 2012 年 10 月, 参照。

4 Bruns, Carl Georg: "Das Urteil des Ständigen Internationalen Gerichtshofes im Oberschlesischen Schulstreit und das allgemeine Minderheitenrecht". Nation und Staat, Jg. 1, H. 10, Wien, 1928; 横田喜三郎「第一編 判決 一 二 上部シレジアの少数者学校に関する事件」『国際判例研究』有斐閣, 1933 年参照。同判決については、上記 2 文献が最良の研究書である。

なお、国際司法裁判所のホームページには、同判決フランス語正文および英文が公開されている。Publications de la Cour permanente de Justice internationale (1922-1946) Serie A: Recueil des Arrêts (<http://www.icj-cij.org/pcij/series-a.php?p1=9&p2=1>) A15 Droits de minorites en Haute-Silesie (ecoles minoritaires) Arrêt du 26 avril 1928 PDF Opinion dissidente de M. Huber PDF Opinion dissidente de M. Nyholm PDF Opinion dissidente de M. Negulesco PDF Opinion dissidente de M. Schucking PDF Annexe 1 PDF Annexe 2 PDF. 本稿の翻訳は、ブルンスの独訳テキストに拠っている。B. [Bruns, Carl Georg]: „Die Entscheidung des ständigen internationalen Gerichtshofes im Oberschlesischen Schulstreit“. In: Nation und Staat, Jg. 1, H. 9, Wien 1928, S. 662-669.

人の民族所属「表明の自由」をみとめ、また、その表明をポーランド当局が疑ったり再審査してはならないというドイツ側の主張を認めたことはドイツに意義のあることである)⁵。

だが、民族決定において部分的に「主観基準」が認められたことの意味は大きい。筆者はこの点に注目したいと思う。

一体に「民族」の問題は複雑である。これまでの解題で触れたように、この地はもともとスラブ人の土地であった。それが、中世以来のドイツ人入植によって次第にドイツ人が増加し、また、ドイツ人とスラブ人との通婚によって人種的にも混血が進んだのである。また、ドイツ人は、当初ドイツ語を使用していたが、次第にポーランド語も使用し、2カ国語を駆使しうようになったのであった。その「ポーランド語」も、Wasserpolnisch と呼ばれる上シュレジエン方言である。これは、ワルシャワ地方の標準文書ポーランド語とは異なるドイツ化したポーランド語で、かつて「ドイツ人街の川 [オーデル川] を越えてやってきた人の使うポーランド語」の謂であった⁶。[そこで筆者 (小峰) はこれまで、これに「水源ポーランド語」というような訳を充てて、そのことを表現してきた。]つまり、この地の「ドイツ人」(民族自覚の希薄なドイツ人の場合)は、自分が「ドイツ人である」のか「ポーランド人である」のか、あるいはまたそのいずれでもない Autochtone 土着人 = 上シュレジエン人 [水源ポーランド人] であるのか — その選択は、結局個人の意志に委ねられている。(ちなみに Autochtone 「土着人」の語は、chtone ギリシア語で「大地」を意味する 'cht' と、「共に」を意味する 's' に由来する。言うなれば「大地の子」である。)

一般的には、ドイツ人 (両親がともにドイツ人の家庭から生まれたドイツ人) の場合、彼らはこの地ではポーランド人に対して社会的に上層をなし、ドイツ語を母語として日常常用して子弟をドイツ語の学校に通学させていたのであるから、これらの層は民族の帰属に問題は生じない。そして、第一次大戦後の住民投票でこの地がポーランド国に帰属すると、いち早くドイツに出国したのも彼らである。だが、ポーランド人と通婚した家庭の子ども、カトリック教会に通いポーランド人との関係のより深い層、長くこの地に住まわってドイツ人としての自覚を喪失した「ドイツ人」は、日常語は場合によってはポーランド語の方が流暢で、「母語」という客観指標で見た場合、「ドイツ人」というよりは「ポーランド人」と判断せざるを得ないという状況が生じている。民族の混交している地域に固有の問題である。これをどう考えたらよいか。山内昌之は、「民族」を次のように説明している。やや長くなるが、上シュレジエンの民族問題を考える際に重要と思われるので、全文引用してみたい。

民族とは何か。これを考えるには、客観的基準と主観的基準の組み合わせが手掛かりになる。客観的基準といえ、民族の定義として長く知られてきたスターリン、. B . の説明をすぐ思い出す。

5 訴訟自体は敗訴である。注 28 参照。

6 Urban, Thomas: Deutsche in Polen. Munchen, 2000, S. 13.

「言語、地域、経済生活、および文化の共通性のうちにあらわれる心理状態、共通性を基礎として生じたところの、歴史的に構成された人々の堅固な共同体である」。

これは、民族の客観的基準として共通の神話や歴史的記憶をもつ人々がつくる集団の特性を重視するとともに、彼らが決まった特定の領域で自らを結合させ連帯感を培う存在であると強調したかったのだろう。

民族として定義される集団の広がりや国民国家の版図と重なる場合、あたかも領土は民族のアイデンティティを生み出す基準のように見えがちである。しかし、よく考えれば分かるように、この因果関係は逆であろう。ある領域が他の地域から区別されるのは、その土地を特定の民族が占拠しているからであり、集住しているからだ。つまり、スターリンのいう地域の共通性は、民族たる資格の条件ではなく、民族となった人々がそこに集住した結果にすぎない。歴史的に見て、ユーラシアに分散するタタール人やユダヤ人は共通領土をもつことで民族としての凝集性を固めてきたのではなかった。

また、言語の共通性があれば民族の資格を充たすというわけでもない。たとえば、ペルーやメキシコではそれぞれ1920年と1940年まで、インディオで母語を話す住民は国民の半数を占めていたが、70年にはペルーで30%、メキシコでは8%へと激減した。それでも、母語を忘れた者でもインディオという意識を捨てない者が多い。

また、特定の言語を日常会話や公文書や軍隊の命令言語に用いる人々の分布は、民族の広がりや境界とは合致しないことも多々ある。この言語を他の民族も使う場合も珍しくない。ラディノ語を共同体で使っていた南欧系ユダヤ人とイーディッシュ語を文化や教育で使いがちだった東欧系ユダヤ人は、日常語としてそれぞれスペイン語やロシア語・ポーランド語など居住地の共通語を用いていた。

以上のような客観的基準と異なり、主観的基準としていちばん重要なのは、「われわれ意識」である。「われわれは他者と違う」といった「われわれへの帰属意識」を生み出す連帯感といってもよい。「われわれ」を意識する集団の枠組みは、固定されたものでなく、絶えず流動する伸縮自在な構造になっている。過去の歴史にはなかった民族が誕生したり、以前は存在した「われわれへの帰属意識」をもつ独自の集団が別の民族に包含されていく事例も珍しくない。

このような主観的基準は客観的水準〔基準？小峰〕と不可分に関連しながら絡みあっており、同一対象の異なる二側面と考えるべきだろう。換言すれば、民族という集団の意識は、自生的・文化的な力と作為的・政治的な力による互いに拮抗するダイナミックな作用と関係のなから成立してくる。その際、ある民族が優勢となる国民国家の枠組みに反発して文化的なアイデンティティと自立性を主張するのがエスニック（民俗）集団にほかならない。このエスニック集団と、国民国家を志向する集団としての民族の違いは、作為的・政治的な力の目指すベクトルと内容の相異にある。

民族で重要なのは、共属感覚である。この一緒の集団に属するという感覚は、自分が生まれる前からすでに存在していた父や母の集団の一員として生まれ、個人が自由意志で選択できずに養育される枠組みの総体が作り出すものなのだ。混血の場合なら、まさに成育のプロセスで父母いずれの集団により強く共属するのか、という問題が多少なりともつきまとう。すなわち、風土生活条件、社会・家族制度、人間関係の在り方、言語、宗教信仰、衣食住の慣行の総体こそ共属感覚を作り出してきたのである。

同じ集団に属するという感覚は、あくまでも自生的なものだ。また、幼児期や子どもの時のしつけや教育で同じ集団に属すると教えられ政治的に統合されてきた要素は、作為や伝説の産物でありながら、民族への共属意識を不断に再生産する強い原動力のひとつである。これは、集団による政治的独立や国家への忠誠心といったベクトルを作り出す根拠となるのだ。

さらに、作為的・政治的な力が働いてつくられた存在が、時間を経るうちに自生的・文化的な性格に転化することによって、それを共有する人々の共属感覚を強化し変容させることもある。こうして、人々は同じ民族への共属感覚をもつにいたるのだ。

民族問題とよばれる事象は、政治や経済の不平など、文化的な差別や社会的な偏見に反対するために、ある集団が民族意識を形成して反発することから生まれるものだ。ソ連やユーゴスラヴィアの解体といった歴史のドラスティックな展開局面において、政治的対立などを自らの利益に有利な具合に解決するために、民族という要素がことさらに意識化され、歴史的対立や矛盾が人為的に強調されながら、対立の軸や深さが極端に誇張される場合も多いのである。⁷

「われわれ意識」、「われわれへの帰属意識」が民族決定の鍵（キー）である。すなわち主観基準である。これは、現代すなわち人々がグローバルに移動し「国境」の位置が相対的に低まり、人種や言語、地域、経済生活の共通性などの指標では 民族 を決定づけられなくなった時代の 民族 指標であるが、本稿で問題にする、第一次世界大戦後上シュレジエンにおける国境決定とその後の「少数者」民族学校就学問題においては、この問題が集中的に問われたと言える。そして、今回問題にする国際司法裁判所判決は、その主観基準問題の嚆矢と言ってよいのである。

今、ワイマール時代の憲法、ラント法等における民族決定原理（又は権利言及）を見てみよう。

表1. 「少数者」所属原理

法令等		客観基準			主観基準
		血統	出生地	母語	自由表明主義
ポーランド語使用令					
1918. 12. 31	ポーランド語使用例（ヴェンド語使用令）				
1919. 6. 28	ヴェルサイユ条約				
"	ポーランド条約（出生地 §6, 民族語使用权 §7）		§6		
1919. 8. 11	ワイマール憲法（母語権 §113）				
1920. 11. 9	ダンチヒ・ポーランド条約				
1920. 11. 30	プロイセン憲法（少数者語権 §73）				
1921. 3. 20	上シュレジエン住民投票				
10. 24	ダンチヒ・ポーランド協定（ワルシャワ協定）				交渉時 ?
12. 2	ダンチヒ、ポーランド系少数者教育令				
1922. 5. 15	ジュネーブ協定（1922. 5. 15）		§26	（授業語）	?
ジュネーブ協定以後					
1922. 8. 21	[ボ国] シロンスク教育令				
12. 29	[ボ国] 改正シロンスク教育令				
1924. 6. 26	[ボ国] 再改正シロンスク教育令				
1926. 2. 9	旧・デンマーク系少数者教育令（客観基準）			授業語	
1928. 4. 26	国際司法裁判所判決（主観基準一部認定）			授業語	
1928. 12. 31	ポーランド系少数者教育令			授業語	
"	[改正]デンマーク系少数者教育令			授業語	

（小峰作成）

7 山内昌之「民族」（大澤真幸・よしみ俊哉・鷲田清一編『現代社会学事典』弘文堂、2012年）、1234-1235ページ。

これから言えることは、国際司法裁判所判決までは、民族決定の基準は主として客観的基準としての「母語」(Muttersprache) だったということである。それが、国際司法裁判所判決を契機として、次第に、「主観基準」を取り入れていることが分かるのである。

2. ドイツの中のポーランド人

民族のアイデンティティーはドイツの中のポーランド人にとっても重要であった。ここで、ドイツにおけるポーランド人のアイデンティティーと母語教育との関係について一瞥しておきたい。

(1) 少数者言語令

前回解題で、東プロイセンのマズール人問題に触れたが⁸、プロイセンでは、それまでも度々、邦内の少数民族児童の母語教育をみとめる言語令を発していた。いま、1870年代の少数者言語令を通観すると次のようになる⁹。

表 2. 19世紀プロイセンの少数者言語令 (1871-1873)

日付	発令者	タイトル
1871. 8. 17	シュレスヴィヒ 県	・デンマーク語を授業言語とする北シュレスヴィヒ学校におけるドイツ語授業活動通達 (教育中央報 1871, S. 618-623)
1872. 9. 20	オベルン 県	・二重言語学校 (utraquistische Schulen) における授業言語について (教育中央報 1872, S. 761f.)
1873. 7. 24	プロイセン州長官	・プロイセン州内ポーランド語リトアニア語児童通学学校におけるドイツ語授業規程 (教育中央報 1873, S. 486-490)
1873. 10. 27	ポーゼン州長官	・ポーゼン州内ポーランド語児童通学学校における言語教育規程 (教育中央報 1873, S. 723-725)

(Knabe, S. 94)

これらはいかなるものであるのか。民族的な教育権を実現するというようなものであるのかどうか。それらについて、かつて梅根悟が断片的に言及しているところから、その基本特徴を知りたい。

8 小峰総一郎「資料 C. G. ブルンス：「少数民族文化自治ライヒ法草案」(1926. 3. 15) 解題」(『中京大学国際教養学部論叢』第5巻第1号, 2012年10月), 17-21ページ。

9 Knabe, Ferdinand: Sprachliche Minderheiten und nationale Schule in Preussen zwischen 1871 und 1933. Eine bildungspolitische Analyse, Muenster: Waxmann, 2000 (Internationale Hochschulschriften, Band 325), S. 94.

二重言語学校問題

このような視学の世俗化の断行につづいて今度は言語教授や教授用語についての措置が行われなければならなかった。それは各州ごとに逐次措置された。例えば上部シュレジエンについては72年9月20日付で州庁の通牒が発せられ、

- 一、下級の宗教教授は母語（ドイツ語以外の）で行う。宗教上の暗記教授については初めからドイツ語を補助的に併用すること。中級では宗教教授はドイツ語で行うこと。但し必要に応じ母語を補助語として使ってもよい。上級ではドイツ語だけをを用いるものとする。
- 二、読み方、書き方は下級からすべてドイツ語で教え、ドイツ語で練習させること。子供が読み書きしたりしている文字文章の意味の理解を助けるのに必要な場合にだけ母語を補助的に使ってもよい。
- 三、直観教授も初めからドイツ語の計画的な教えこみのために利用すること。
- 四、唱歌のテキストはドイツ語で書くこと。
- 五、計算及び祖国科、自然科の授業はドイツ語だけを使って行うこと。

以上の規定に背馳する在来の諸規定はすべてこれを廃止し、そしてドイツ語を単に教材として用いるのみでなく、すべての教科における義務的な教授手段としなければならないことをここに明示する…。

というように指示された。これはポーランド人だけの学校およびポーランド人が主で、それにドイツ人のまじっている学校についての規定である。このようにして学校からポーランド語を駆逐し、ポーランド人にドイツ語を教授用語とした教育を強行することになったのである。

ポーゼン州については73年10月27日付の州庁通牒で次のような指示が行われている。

「ポーゼン州内のポーランド語児童の入学する民衆学校の言語教授に関する規定」

- 一、宗教と教会唱歌以外の全教科の教授用語はドイツ語とする。ポーランド語は教材の意味を理解させるのに必要な限りにおいてのみ補助的に使うことができる。
- 二、ポーランド語を語る児童の宗教及び宗教唱歌の授業は母語で行うものとする。但しこの児童たちがドイツ語に熟達し、ドイツ語での授業によっても正しい理解が得られるようになったら、中級、上級に於ては州庁の同意を得て、これらの科目もドイツ語で教えるべきである。

.....

- 四、ポーランド語はポーランド語児童に対しては一つの教科として存置する。但し政府は適当と思われる場合にはこれに反した規定をすることができる。

ドイツ人児童がこのポーランド語科の授業を受けるのには郡視学の許可をうけなければならない。.....

- 五、ポーランド語を教科として課する学校の教科課程は次の通りとする。

表3. ポーゼン州ポーランド語児童言語教授規定 (1873.10.27, 州庁通牒)

	単級学校		
	下級	中級	上級
宗教	4	5	5
ドイツ語	11	10	8
ポーランド語	5	3	3
計画と図形	4	4	5
図画		1	1
実科		5	6
唱歌		2	2
教練 (または手技)	1	2	2
	多級学校 (略)		

このポーゼンのものは前記シュレジエンのものとは若干ちがっているが、根本方針に変わりはない。一方でポーランド語をできるだけ学校から駆逐して、ポーランド人児童のドイツ語化をねらうと共に、他方ドイツ人児童のポーランド語学習をも拘束して、ドイツ人のポーランド化防止とポーランド人のドイツ化促進とを表裏の関係において、学校の言語教授操作を通じて達成しようというのが、これらの規定のねらいであった¹⁰。

梅根はさきにビスマルクの文化闘争の教育政策を跡づけ、それを突き動かす要因が、プロイセンの東部諸州における「ポーランド化」現象であったことを突いている。すなわち、東部諸州でドイツ人農業労働者が都市に流出し、その空隙に、ポーランド人下層民が勢いを増して入り込む中で、教会を中心としてカトリックのドイツ人がドイツの民族文化共同体から脱落し、その結果「かくれたポーランド王国」の出現事態となっていた。この民族問題が、ビスマルクの反カトリック教会政策を加速化させたのであった。上部シレジア、シュレスヴィヒ、ポーゼンの諸言語令は、いずれも、邦内少数民族の文化権を一定程度みとめながら、しかし大局においては彼らを「プロイセン」に繋ぎ止めるための方策であった。

梅根はこう述べる。

「このポーゼンのもの [1873年10月27日の州庁通牒] は前記シュレジエンのもの [1872年9月20日付の州庁通牒] とは若干ちがっているが、根本方針に変わりはない。一方でポーランド語をできるだけ学校から駆逐して、ポーランド人児童のドイツ語化をねらうと共に、他方ドイツ人児童のポーランド語学習をも拘束して、ドイツ人のポーランド化防止とポーランド人のドイツ化促進とを表裏の関係において、学校の言語教授操作を通じて達成しようというのが、これらの規定のねらいであった。

プロイセンにおける二重言語学校 (Ultraquistische Schule) の問題、特にかつてポーランド領であり、ポーランド人の居住地であったものが相次いでプロイセン領土化され、そしてドイツ人の移住政策によって、そこにドイツ人農民が移植され、ドイツ人とポーランド人との混住地帯となった諸地方におけるこの問題はこのビスマルクの政策以来、長く困難な問題として尾をひくようになるものであり、ポーランド人の、時として隠密な、時として大っぴらな抵抗をかもしながら20世紀に至り、特にこの世紀の初めにはポーランド人の学校ボイコット運動、ドイツ語拒否運動がポーゼン、上部シュレジエン、西プロイセン諸州に広汎に勃発するという事件をひき起こすに至るのである。少数民族の母語抑圧問題、母語教育抑制政策は、そのような少数民族を内包している近代国家には広く存在する事態であるが、ビスマルク政権はこの問題について一つの典型的な政策をうち出したものと言うことができよう¹¹。

10 梅根悟『近代国家と民衆教育——プロイセン民衆教育政策史——』誠文堂新光社、196年、342-344ページ。

11 同書、344ページ。ドイツを一度も訪れたことがなく、今ほど民族の問題が注目されることも少なかった時代に、梅根は、東京教育大学教授ならびに学部長をつとめ、民間教育運動(コア連・日生連)にたずさわわり、かつ和光大学を創設・運営するという状況のなかで、もっぱら文献学的にドイツ教育史研究を進めた。その中でこのような結論に立ち至っている、その慧眼に驚かされる。

さて、いま、ワイマール革命後のプロイセンでは、国内ポーランド系少数者のための言語令「ポーランド語使用令」(1918.12.31)が発せられた。「ジュネーブ協定」(1922.5.15)以前のプロイセン少数者言語令は、それまでの基本政策に沿い、公布されたのだった。条文は次に示す通りである。

「ポーランド語使用令」(1918.12.31)¹² [= 小峰略称]

「プロイセン文部省令 1918.12.31」(Erlaß vom 31. Dezember 1918--UIII A 1420--)[正式名称]

[ヴェンド語(カシューブ語)使用文部省令 1920年12月29日 所収=拡充適用]

[告示]

本令をもって本官は、以下に印刷した1918年12月31日付上シュレジエン、西プロイセンポーランド語児童学校省令(UIII A1420)の該当諸規定を、リグニッツ県ならびにフランクフルト(オーデル)県のヴェンド語児童が通学する[原文「通学した」—過去形]学校にも、準用適用することを命じる。

ベルリン、1920年12月29日

文部大臣(代理)ベッカー

(文部省令) UIII A 2094 I, II.

ダンチヒ県、マリエンヴェルダー県、オベルン県の学校におけるポーランド語使用に関する従来の命令を、次のように拡大するものとする、すなわち、ポーランド語で話す児童(die polnisch sprechende Kinder)には、全宗教授業がポーランド語で行われる、また、児童の親が望むならば、ポーランド語の書き方、読み方授業が行われる、と。

後者[書き方、読み方]の授業は、中級、上級においては週3時間まで行われる。

しかしながら、各県当局には、諸般の事情ならびにポーランド人住民の要望に配慮して、これを[ポーランド語書き方、読み方授業]、早くも下級から開始させること、ならびにその授業数を週4-6時間充てさせることを許すものとする。

ポーランド人児童の他の授業は—彼らに割り当てられたポーランド語授業数に応じて—、これら児童の負担過重を避けるため、軽減しなければならない。

ドイツ人児童の授業は、これまで通りのやり方で継続するものとする。

明示された諸命令は直ちに発効する。

12 Zentralblatt für die gesamte Unterrichts-Verwaltung in Preußen, Jahrgang 63, H. 2, Berlin: Weidmannsche Buchhandlung, 1921. 1. 20, S. 42.

なお、筆者は「1918年ボ語令」をプロイセン文部省報「教育中央報」(Zentralblatt für die gesamte Unterrichts-Verwaltung in Preußen)で探したのだが、直近の1919年報には掲載されておらず、それから隔たった1921年のものの中に漸く発見することができた。文書主義の徹底しているドイツで、なぜこのようなことが起こるのか不思議に思っていた。それが、その後Knabeの研究を読んで氷解した。それは、同令はその後ヴェンド語(カシューブ語)にも適用拡大が行われ、かつ適用地域拡大も行われたのである。しかし、現実には、1919年のヴェルサイユ講和条約会議でポーランドとの国境が画定し、当初想定していた地域が「ポーランド国」、国際連盟管轄下「ダンツィヒ自由都市」となったため、本令は一部空文となるに至ったのであった。Vgl. Knabe, S. 202.

それらは、当然のことながら、本目的にかなう適切な教員団が存在する、ないし調達しうる範囲内でのみ実施されるものとする。

ポーランド語宗教授業ならびにポーランド語授業創設により発生する経費は、学校維持経費に含めるものとし、それ故、学校維持義務を有する者 [個人, 学校共同体, 学校協会] に負担させるものとする。

ベルリン, 1918年12月31日
文部大臣 ヘーニツシュ

ダンチヒ県 殿
マリエンヴェルダー県 殿
オベルン県 殿

(文部省令) UIII A 1420

(出所 : Zentralblatt, Jg. 63, H2, 1921)

この「ポーランド語使用令」(1918. 12. 31) は、民族決定の「主観基準」原則を謳ったポーランド系少数者学校令 (1928. 12. 31) とは異なる¹³。文字通り、「ポーランド語で話す児童 [ポーランド語母語者] = ポーランド人」と規定した客観基準に基づくもので、彼らのために「母語」の教育、「母語」による宗教教育を部分的にみとめる少数者言語令であって、「母語による授業」そのものではない。

だから、学校協会が、独自の費用で「ポーランド人」教師を雇って入門のポーランド語教育を施すというものである。

革命直後の、この少数者令には、実は、問わねばならない問題がいくつかある。

第一。革命直後の、まだ国境線も定まっていない時期に、「ポーランド人」に阿 (おもね) って少数者言語令を発した。これは、多分に、第一次世界大戦敗戦後のポーランド国再興を見据えて、その国境線をドイツ有利に決定しようとする戦略の中で、着想発令されたものである¹⁴。

それは、帝政時代の言語令の枠内踏襲という形式がいみじくもその内容を表している。

第二。しかしながら、そこにはこれまでと違った新しい特徴が見られる。

ポーランド語教授を、旧来の「宗教」との抱き合せ (「ポーランド語による宗教教育」とのセット) から解消

独自の「ポーランド語」読方・書方授業、開設可

13 小峰総一郎「資料 ポーランド系少数者学校令 (1928. 12. 31)」(『中京大学国際教養学部論叢』第4巻第1号, 2011年9月。

14 Knabe, S. 195.

ポーランド語をドイツ語に代ること可 (Ersatz für den Deutschunterricht)¹⁵

第三。実施過程の問題。

条文に、「本目的にかなう適切な教員団が存在する、ないし調達しうる範囲内でのみ実施されるものとする」、「経費は、学校維持経費に含めるものとし、それ故、学校維持義務を有する者[個人、学校共同体、学校協会]に負担させるものとする」とあり、プロイセンの各州政府は、ポーランド語教員不足問題、経費問題を根拠に、ポーランド系少数者教育の実施を阻んだのである¹⁶。

(これとの関連で、プロイセン文相ヘーニッシュ (Konrad Haenisch, 1876-1925) は、西プロイセンでポーランド語師範学校の設立を企図したという。しかしその計画は挫折した [クナーベ, 201 ページ]。ヘーニッシュは「社会主義教育政策家」として名高いが、その後、ヴェースバーデン県知事 (1921 - 1925 死まで) となり、独仏和解に努力した。また、左派急進派・右派の議会主義破壊を憂慮して、1921 共和国同盟に加盟している。(のち黒赤金同盟へ。同設立者) [ドイツ Wikipedia による]。その発想と行動は大いに魅力的である。ポーランド語師範学校構想など、調べてみたいと思っている。)

(2) ポーランド人のアイデンティティーを求めて

近年、わが国の歴史学においても当時の「ドイツの中のポーランド人」の研究が行なわれるようになった¹⁷。

「ドイツの中のポーランド人」は「ポラッケ」([Polacke ポーランド野郎]) と蔑称されドイツ人から二級市民と差別されていたが、彼らはポーランド人としての誇りと自覚をもち、ポーランド語とポーランド文化を保持し続けた。その彼らの拠り所が、教会 (カトリック教会)、体操組織「ソクウ」(Sokół:「隼 (はやぶさ)」の意)¹⁸、また「ポーランド系少数者学校」等の団体

15 Knabe, S. 197.

16 Knabe, S. 201-202.

17 伊藤定良『異郷と故郷 ― ドイツ帝国主義とルール・ポーランド人 ―』新しい世界史 8 (東大出版, 1987) は、ルール地方のポーランド人の民族文化運動、民族教育運動を現地の文書館資料を駆使して究明している。このテーマの研究の開拓的業績である。今野元『多民族国家プロイセンの夢 ―「青の国際派」とヨーロッパ秩序―』(名大出版, 2009) は、ポーランド人貴族であるが、プロイセン愛国主義の立場でドイツ人とポーランド人との共生の道を探ったフッテン・チャプスキ伯爵 (1851-1937) の研究である。強大なプロイセンの中で生きるポーランド人の、親ドイツ的で多民族共存の生き方 ― 著者はこれを「青の国際派」(青は貴族を象徴する色) と命名している ― を描く。

18 伊藤定良は、体操組織「ソクウ」に注目して、それが教育運動、宗教運動、婦人運動とともにポーランド民族主義運動の基軸を成して、ポーランド人のアイデンティティー保全に大きな役割を果たしたことを述べる (伊藤, 前掲書, 「第2章 ポーランド人の結集と民族運動」, 参照)。フランスのソクウとポーランド人運動については、中村年延「第6章 移民と母語教育の条件 ― 20世紀初頭フランス・ポーランド人炭坑移民の場合 ―」(望田幸男/橋本伸也編『ネイションとナショナリズムの教育社会史』叢書・比較教育社会史 2 (昭和堂, 2004) 参照)。

であった。圧倒的な経済力、文化力、軍事・政治力をもつドイツの中で、彼ら「ポーランド人」は、それら団体、中でも「少数者学校」に集いながら、自分たちの言語と文化、アイデンティティーを保持しようとしたのであった。そのような事例を、ザクセン州 (Provinz Sachsen) の1例から探してみたい。

ヨハネス・フラツコヴィアク (Johannes Frackowiak) の本書は、祖父、父、本人3代の移住ポーランド人のアイデンティティー研究である¹⁹。一家 (もちろん筆者フラツコヴィアクはまだ生まれていないが) は、プロイセン邦東部のポーゼンからザクセンのビターフェルト郡ザンダースドルフ村 (Bitterfeld 郡 Sandersdorf 村 = 「荒野郡砂地村」というほどの意。厳しい自然環境であったのだろう) へ働きに来た。当地はライプチヒの北方 30 km のところで、ウィーン会議 (1815) の結果ザクセン王国の一部とともにプロイセン帰属となり、その後 1816 年の地方再編でザクセン州メルゼブルク県となった。ここは 19 世紀中葉までは森林と農業地であったのだが、この地に泥炭が発掘されヨハン・シュミット (Johann David Schmidt) なる工場主が泥炭を利用し蒸気機関による織布工業を成功させて、工業化の口火を切った。やがて鉄道開通、抗の発展で出炭量が拡大し、泥炭の露天掘りに多くの労働者を必要とするに至った。この地にやって来た労働者 (1880-1914 の間、ビターフェルトに計 1,356 人) の多くが、ポーゼン州出のポーランド人だった²⁰。

ここでは、特に、ポーランド人の体操組織ソクウが盛んで、フラツコヴィアクの祖父 (Johann Frackowiak) は、ソクウ最後の書記をつとめた人物である (この祖父が、ナチ時代にこれらソクウ関連文書を保存していたために、今日、かつてのポーランド人とその生活を知る資料として役立つことができた。それと共に、ソクウのよき指導者の存在と、献身的なポーランド人教師の活動、またそれらを支援する在ライプチヒ、ポーランド領事館の援助とが重なって、この地で貴重なポーランド人教育活動が実現したのであった。

母語権とポーランド語少数者学校運動

ワイマール共和国憲法 (1919) の第 113 条に「母語 (Muttersprache)」規定が定められた。また、プロイセン邦憲法にも、外国語を話す民族部分 (fremdsprachige Volksteile) の「授業言語」(Unterrichtssprache) 規定が盛られた。

19 Frackowiak, Johannes: Wanderer im nationalen Niemandsland. Polnische Ethnizität in Mitteldeutschland von 1880 bis zur Gegenwart. Paderborn: Schöningh, 2011.

20 A. a. O., S. 23-35.

●ワイマール憲法 (1919) 第 113 条

「ライヒの外国語を話す諸民族部分 (die fremdsprachigen Volksteile des Reichs) は、立法および行政によって、彼らの自由な民族性の発展 (volkstümliche Entwicklung) を妨げられてはならず、取り分け、教育ならびに国内行政および司法における彼らの母語 (Muttersprache) の使用を妨げられてはならない。」²¹ [小峰訳]

●プロイセン邦憲法 (1920) 第 73 条

「州議会は、州法によって、ドイツ語とともに以下の言語を許可することができるものとする；

- a) 外国語を話す諸民族部分 (fremdsprachige Volksteile) のための他の 1 授業言語 (eine andere Unterrichtssprache) — その場合、ドイツ系諸少数者の保護が図られるものとする —。
- b) 混合言語地域において他の 1 公用語 (Amtssprache)。」²² [小峰訳]

ワイマール憲法の母語条項の成立によって、ポーランド系少数者は、ドイツの中でポーランド語教育を実現しようとした。それを推進する運動団体が、「ドイツ国国内少数者連盟」(Verband der nationalen Minderheiten im Deutschen Reich, 1925) だった。「連盟」は、デンマーク人、フリースランド人、リトアニア人、ゾルブ人、そして最大グループのポーランド人を糾合して、彼らの公教育学校での母語教育を求めたのである。「連盟」設立を促したのが、上部団体の「ポーランド人同盟」(Polenbund : ZPwN, 1922) である。すでにワイマール憲法制定の時点で、ライヒレベルの統一的少数者学校制度創出を謳うことができなかつたので、全国一律の少数者学校制度を実現するのは不可能だった。運動は、可能なところで — 公立学校のみならず、私立学校の場でも — ポーランド語教育を実施することであった。

ルール地方では、ポーランド人が私立ポーランド語コースを設立しており、大戦終了直後には約 20,000 人が学んでいた。だが、1923 年になると、ポーランドならびにその庇護国フランスの方針転換によって、ルール地方のポーランド語校はほとんど解体。その結果、「ポーランド人同盟」は、新しいポーランド語教育展開のあり方を探ることとなった。

21 Reich und Länder: Texte zur deutschen Verfassungsgeschichte im 19. und 20. Jahrhundert / herausgegeben von Hans Boldt unter Mitwirkung von Franz Werner Mausberg Originalausgabe München: Deutscher Taschenbuch Verlag, 1987, S. 511-512.

22 A. a. O., S. 543.

この結果として生み出されたのが、1923年以降の、私学協会中心のポーランド語教育運動である。ドイツ国として残ったドイツの旧領土（上部シレジア、国境州ポーゼン＝西プロイセン）に暮らす Autochtone [土着人＝二重言語者] は、運動が実って、公立学校でのポーランド語教育の道が開かれた [上部シレジアでは「ジュネーブ協定」(1922.5.15)による]。これらは成功例と言えた。

ポーランド語プチ学校 — 私立ポーランド語学校

国境地に対して、ドイツの中心地方のポーランド語教育につき、「ポーランド人同盟」は、私学方針を取るに至った。(これを推進したのがオペルン・カトリック学校連盟議長ナピエラルスキ (Adam Napieralski) であった)。「シコーワ・ポルスカ」 »szkóła polska« = polnische Kleinschule 「ポーランド語プチ学校」(私立ポーランド語学校)は、さきの1918「ポーランド語令」の枠内で発展することになった²³。これの担い手は、ポーランド学校協会 »towarzystwo szkolne« だった。1924年、ライプチヒに在ドイツ・ポーランド社会党によりプチ校 »szkóła« が設立された。しかし、この学校を維持するには、大きな問題があった。

財政

教員

この窮状を救ったのが本国からの援助であった。すなわち、1920年の末に、ポーランド領事館が財政と教師支援に乗り出したのだった。

このような動きの中に、ザンダースドルフのポーランド語学校運動も位置付けていた。ここでは、ポーランド人の民族運動が、体操組織ソクウを軸に展開されていたのである。先見性あるソクウ議長ツヴォイヂンスキ (Cwojdzinski) は、当地に学校協会を設立して私立学校でのポーランド語教育を推進した。ここで注目されるのが、教師スヘトキ (Suchedki) である。この教師は、ダンチヒ近郊 ヴヂェシュチWrzeszcz (Langfuhr) に生まれ、1928-34の間、ライプチヒのポーランド領事館雇となっている。この教師が、ザクセンやチューリンゲンで教育活動を展開したのであった。しかし、そのポーランド語教育活動のゆえに、のちに、ナチス政権下でシュトゥットホーフ強制収容所 (ダンツィヒの東36キロ。反独ポーランド人の強制収容所として有名) にて虐殺されている。

23 「1918 語令」は、その後関係諸州に適用拡大される。Vgl. Krüger-Potratz, Marianne (Hrsg.): Fremdsprachige Volksteile und deutsche Schule. Schulpolitik für die Kinder der autochthonen Minderheiten in der Weimarer Republik. Münster: Waxmann, 1998, S. 239.

少数者学校のネットワーク

こうしたポーランド語教育はザクセン州および近隣に広がり、1930代にプチ校はライプチヒ管区に14校(1931)となっている。内訳はザクセン6, チューリングゲン5, メルゼブルク2, +(スヘトキの授業プラン有り)。近隣のポーランド人多数の町ホルツヴァイシヒにプチ校が無いのに対し、ザンダースドルフに1校ポーランド語少数者学校が存在していた。これにはソクウ組織, 中でも議長ツヴォイヂンスキの存在が大きかった。

それと共に, 在ライプチヒ・ポーランド領事館の存在が見落せない。領事ブシェジンスキ(Dr. Tadeusz Brzeziński, 在任1931-35)は, 教師スヘトキを雇い入れてポーランド語少数者教育を援助し, また, 学校協会とソクウにも財政援助を行ったのだった。この領事ブシェジンスキの子が, 時代を下って第二次大戦後, 米国カーター大統領の国際問題担当補佐官, ズビグネフ・カジミエシュ・ブレジンスキー(Zbigniew Kazimierz Brzeziński, 1928-)である。

ザンダースドルフのポーランド人少数者学校は, そこにどう教師スヘトキ, これを支援する体操組織ソクウとその指導者ツヴォイヂンスキ, ならびにライプチヒ領事館と領事ブシェジンスキ, 加えてその子ブレジンスキー——と, まことに劇的な歴史展開の舞台となっているのであった²⁴。

以上に一瞥したように, ドイツに暮らすポーランド人にとっては, ポーランド語で語り交わる少数者学校が, 学童のみならず, その背後のポーランド人父母, ポーランド人社会にとって民族的自覚の拠り所となっている。その際とくに, 体操組織「ソクウ」がポーランド民族運動に重要な役割を果たした。この点, 地域は飛ぶが, 戦前の植民地朝鮮において, スポーツ活動が民族主義運動と結合したことが想起される。スポーツの文化, 社会的意義があらためて注目される²⁵。

3. 上シュレジエン学校紛争と司法裁判決

さて, 次に, ドイツ人の側にとっての上シュレジエン学校紛争判決につき述べたいと思う。今回ここで取り上げた, 上シュレジエンのドイツ系少数者就学に関わる司法裁判決は, 単に常設国際司法裁判所の一つの判決という以上の意味をもつと筆者は考える。(もちろん, 常設国際司法

24 Frackowiak, S. 120-123.

25 西尾達雄「植民地支配と身体教育——朝鮮の場合——」(望田幸男/田村栄子編『身体と医療の教育社会史』叢書・比較教育社会史[1](昭和堂, 2003)参照。管見のかぎりであるが, 体操組織ソクウは, 日本体育学会監修『最新スポーツ科学事典』(平凡社, 2006)には言及がない。本テーマは, 体育・スポーツ史研究においてさらに多角的に研究されてよいと考える。

裁判所に持ち込まれた訴訟は、いずれも国際間の重大問題であり、その背後には、その問題をめぐり当該国家、民族の願いと、対立を引き起こした長い歴史的背景が存することを否定するものではない。これは、今般日本韓国間の「竹島」帰属問題をめぐってもそうである。）

(上シュレジエン少数者学校紛争に関する国際司法裁判所判決については、横田喜三郎の研究が最良の邦文文献である²⁶。横田判例研究は、判決文言に基づいてドイツ側の訴えとその論理、ポーランド側の反論を整理して、司法裁の下した判断、すなわちポーランド側の学籍登録却下がジュネーブ協定解釈として不当なものではないということ、また、「民族表明」自体は、事実反しているように見えようとも、これを尊重して官憲がその表明を再審査したり否定したりすることは許されないということ、判決文言に即して述べている(ただしそれがドイツ系住民のドイツ系学校入学を無条件に保証するものではない)。しかし、残念ながら、本判例研究は摘要である。そのため、「判決は異議の申立を却下し、本案について原告の申立の一部を認めた」(横田(1933), 118ページ)と述べられているが、一部ドイツ側の論理が認められたのはどのような脈絡においてであるのかが十分に明確ではない。そこで、この論理をテキストに即して知ることが必要であると考え、筆者は、判決の中心部分を翻訳紹介したわけである。なお、牧野雅彦は、「……シュトレゼマンはハーグの常設国際裁判所に22年のジュネーブ協定の解釈をめぐって提訴するが、判決は曖昧なものにとどまっていた」とし、評価を留保しているが²⁷、ドイツ側の提訴は、ドイツ人子弟のドイツ系少数者学校への無条件就学を求めていたので、これを否定した判決は、基本的にドイツ側の敗訴というべきである²⁸。

国際司法裁判所については、さきの石井菊次郎と関わって日本の安達峰一郎にも触れるべきであろうし、上シュレジエン混合委員会委員長カロンデルとその墾フォアアルルベルク州スイス合邦運動(失敗)等にも言及したいが、見送りたい。

(1) ジュネーブ協定とドイツ系少数者教育

上シュレジエンでは、連合国による新国家ポーランド創出の後、国境画定のための住民投票が実施され、その結果に反発したポーランド人の第三次シレジア蜂起と、これに対するドイツ人(ドイツ義勇軍 Freikorps フライコール)の武力制圧という流血の事態が出来し、この緊迫した状況の中で上シュレジエンを分割する新国境線が決定された(本解題「はじめに」参照)。

新たにポーランド領となった旧ドイツ領東部上シュレジエン(ポーランド領シロンスク)では、この地に残留しポーランド国籍を取得した「ドイツ人」に対するポーランド人の略奪、暴行、抑圧が頻発し、これらドイツ人の権利擁護闘争が厳しく展開されていた。

その頂点が、1926年5月に出来した約7,000名に上る大量のドイツ系少数者児童の学籍登録

26 横田喜三郎「第一編 判決 一二 上部シレジアの少数者学校に関する事件」『国際判例研究』有斐閣、1933年；横田喜三郎「第二編 諮問事件 一 上シレジアの少数者学校の事件」『国際判例研究』有斐閣、1970年。

27 牧野雅彦『ロカルノ条約』中央公論新社、2012年、164ページ。

28 Vgl. Recke, Walter: Die historisch-politischen Grundlagen der Genfer Konvention vom 15. Mai 1922. Marburg, 1969, S. 140. なお注5参照。

却下事件である。本件は現地ドイツ人同盟の提訴により、最終的に常設国際司法裁判所で争われることになった。だが、1928年4月の判決で、ドイツ人児童が自由にドイツ系少数者学校を選ぶことは認められなかった。その際法廷で争われたのが、少数者所属は個人の意志によるのか(主観原理)、言語によるのか(客観原理)という対立であった。この問題につき、司法裁は、ポーランドの「言語」説を正当と判断したが、限定的に「主観原理」も容認した。本判決を受け、ドイツ側は、この二重言語地域において「言語による国民統合」に代わり、「主観原理」(=「心のドイツ人」原理)を定立したのである²⁹。

提訴に至る過程の骨子は次の通りである(巻末年表参照)。

1926.5	<ul style="list-style-type: none"> ●ポーランド、上シュレジエンでドイツ人児童8,500人以上がドイツ系少数者学校へ学籍登録。直後に一般アンケート調査・母語調査 7,114 登録不可 5,205……「少数者」ではないと判定【上シュレジエン就学義務児童の約1/4】 ●「シュレジエンドイツ人民族同盟」、ポ国(少数者局)へ訴え
1926.12.15	<ul style="list-style-type: none"> ●混合委員会委員長・元スイス大統領カロンデルの見解(1926.12.15) ジュネーブ協定第131条、74条により、ドイツ語が理解できぬ児童にも <ol style="list-style-type: none"> a. ドイツ語を授業言語として選択可 b. ドイツ系少数者学校入学可 「[ドイツ系]父母の申請を審査することは認められない」
1927.1.13	<ul style="list-style-type: none"> ●ポ国シロンスク県知事反対論「混合委員会委員長表明は受け入れ難い」 ●「ドイツ人同盟」、国際連盟に訴え <p>委員会での議論(1927.3/8, 3/12, 12/8)にドイツ側主張顧みられず。法判断行わず、言語テスト実施を指示</p> <p>(A)二重言語児童、(B)親の出頭しなかった児童 — スイス人教育家マウラー(Maurer)による言語テスト実施を指示</p> <p>カロンデル委員長、これに基く入校判断を正当とする</p> <p>「ドイツ人同盟」代表はこの指示には同意。しかし本件に添わぬ、と留保付す</p>
1927.6.9	<ul style="list-style-type: none"> ●言語テスト。合計1201名児童のドイツ語力テストにより、合格535名ドイツ校入校可、不合格666名ドイツ校不可、ポーランド校へ。その後、この試験の監視を任された報告官ウルルティア(Urrutia)「来年の入校に際しても言語テスト行う」と表明
12.31	<ul style="list-style-type: none"> ●ドイツ政府、常設国際司法裁判所へ提訴

29 上シュレジエン少数者学校紛争に関わっては、2案件が国際司法裁判所で争われている。本資料の1926年学籍登録却下問題(1928年4月26日判決)と、1929年学籍登録却下問題(1931年5月15日意見)である。後者は、1927年に「ドイツ語力不十分」でドイツ系少数者学校入学を阻まれた児童60名が1929年に再度学籍登録を行ったとき、ポーランド当局がさきの「ドイツ語力不十分」判定は持続するとした排除措置を不当として訴えたものである。これは、ポーランドの敗訴(意見)となった。

上シュレジエン学校紛争のそもそもの発端は、1926年のドイツ系少数者学籍登録 (Anmeldung) に際して、母語 (Muttersprache) アンケートが行われたことである。それまでは、ドイツ語不十分生徒もひとまず受け容れ、しかるのちにポーランド校転校等の処置をとってきたのが「慣例」であった。テストの類は行われてはいなかったのである。このアンケートに「母語 = ポーランド語」または、「母語 = ポーランドとドイツ語」と答えた生徒は、「ドイツ人ではない」とされ、ドイツ校への入校を排除されたのであった。「言語」理由の入校不可は5,205人に上る³⁰。申請却下は、上シュレジエン就学義務児童の約1/4という大量にわたるものだった³¹。

表 4. 学籍登録却下 (1926)

申請	8,500 以上	の内訳	
却下	7,095	a. 母語 = 「ポーランド語」	1,792
「少数者に所属せず」(母語を「ポーランド語」, または「ポーランド語とドイツ語」と回答)	5,205	b. 母語 = 「ポーランド語 + ドイツ語」	2,340
出頭せず	1,307	c. 類似例	1,073
ポーランド国籍なし	145	合計	5,205
母が教育権者	391		
学区非所属	47		
[不詳]	[19]		

(Bruns (1928b), S. 698)

先に記したように、当地は、独ポ両民族が長い間混交して生活している二重言語地域であった。したがって、人々は、独ポ2言語 (その「ポーランド語」も「水源ポーランド語」Wasserpolnisch) を日常的に用いていた。アンケートには、そのような「事実」が反映されていた。また、ポーランド国成立直後で未だ教育条件の劣悪なポーランド校を嫌い、教育条件の良いドイツ校を選ぶポーランド人が相当あったことも事実である。

(ここでは、「ドイツ民族同盟」の側の少数者学校申請運動と、ポーランド側ピウスツキ体制下の反ドイツ闘争の詳細には触れない。)

ドイツ側の訴状と、それに対してなされた司法裁判の判決を示すと次の通りである。

ドイツ側の訴え

- 英文によるドイツ側訴状は次のごとくである。
「司法裁判所は次のごとく裁定されんことを；すなわち

30 Bruns (1928b), S. 698.

31 Bierschenk, Theodor: Die deutsche Volksgruppe in Polen 1934-1939. Kitzingen, 1954, S. 21.

1922年5月15日の上シュレジエンに関するドイツ・ポーランド協定〔ジュネーブ協定〕第74条、106条、131条は、個人が彼の良心に従い、かつ、各人の人格的責任の下に以下を個人の無制限の自由と定めている。

- a. 個人が一の民族的 (völkisch)、言語的ないし宗教的少数者に所属するか否かを表明すること
- b. 各人が法的に教育責任を有する生徒ないしは児童のために、授業言語ならびにこれに対応した学校〔少数者学校〕を選ぶこと。

この表明はいかなる形態のものであれ、当局の側からの追試、取消、圧力、侵害をうけてはならない。

第65条、68条、72条2項、および第三部第二款前文により保証された処遇の平等 (Gleichheit der Behandlung) により、少数者学校を不利に至らすあらゆる差別的方法は許されない、と。」

判決

- [...以上の] 理由に基づき、司法裁は両当事者の訴えを聴取した後、8対4の評決をもって次のごとく判決を下した。

[]

[a.] 1922年5月15日の上シュレジエンに関するドイツ・ポーランド協定第74条、106条、131条は、〔ポーランド国の〕国籍所有者すべてに、自らの責任において、言語ないし宗教の少数者 (Minderheit der Sprache oder der Religion) に所属するか否かを表明する自由、同様にまた、その教育につき正当に責任を有する生徒または児童の言語を表明する自由を保証している。この表明は、その当人につき事実状態としては疑わしいと判断される点にまで及ばざるを得ない。

[b.] 生徒または児童の言語が何であるかを表明する自由は、場合によっては状況判断に一定の余地が保証されているにしても、それは授業で用いるべき言語、およびこれに対応する学校を選ぶ無制限の可能性を意味するものではない。

[] しかしながら、ジュネーブ協定第131条が目指す本表明〔授業言語表明〕、また同様に一人の人間が人種 (Rasse)、言語ないし宗教的少数者に所属するか否かの問題は、どのような形態のものであれ、官庁の側からのいかなる再審査、取消、ならびにいかなる圧力、侵害にも服するものではない。

本裁判所は、申し立てにある少数者学校に不利益となる多様な処遇すべてが、ジュネーブ協定第65条、68条、72条2項、および第三部第二款序文で保証された処遇の平等に合致しないと断定するものではない。

(vgl. Bruns (1928a), Junckerstorff)

裁判の争点となった「ジュネーブ協定」(1922.5.15) 第74条、106条、131条は、次のものである³²。

第74条〔少数者所属の審査禁止、(民族自由表明主義 [?])〕

民族的、言語的、ないし宗教的少数者 (völkische, religiöse oder sprachliche Minderheit) に所属することを、当局が追試したり、否認したりしてはならない。

第106条〔少数者学校の設置〕

§ 1.

32 小峰総一郎「資料 上シュレジエンに関する〔独ボ〕ジュネーブ協定(1922.5.15)〔抄〕」『中京大学国際教養学部論叢』第4巻第1号、2011年9月。

1. 少数者児童が就学年齢にあり、国民学校就学が定められていて、彼らが同一学校組合 (Schulverband) に所属するとき、これら言語的少数者所属で国籍所有児童 (Kinder) 最低 40 名、の教育権者が支持する 1 国籍所有者提案に基づいて、1 少数者学校 (Minderheitsschule) が設立されるものとする。
2. これら児童の最低 40 名が、同一の宗派ないし宗教に所属するとき、提案に基づいて、彼らにふさわしい宗派ないし宗教的性格を備えた 1 少数者学校を設立するものとする。
3. 事情により、1 少数者学校の設立が適当でない場合は、少なくとも、少数者学級 [複数] を設立するものとする。

§ 2.

第 1 項 1, 2 に述べた提案には、可及的速やかに — 但し、それが新学年開始最低 9 ヶ月前に提出された場合であるが —、提案に続く新学期開始に向け対応するものとする。

第 131 条 [児童の言語決定に際して [国内] 少数民族所属の自由表明 (Erklärung; déclaration) 権の保障 [?], 当局の干渉禁止]

1. 児童または生徒の言語が何であるかは、ただ、教育権者により口頭または文書で行われた表明 (Erklärung; déclaration) だけで決するものとする。この表明が、文教当局によって再審査されたり否認されたりしてはならない。
2. かつまた文教当局は、少数者学校創設提案を撤回させることを目的として、提案者らに対していかなる影響力も行使してはならない。

上シュレジエンのドイツ系少数者就学に関わる常設国際司法裁判所判決を見るのには、ドイツ側のおかれた状況　ポーランド側のおかれた状況、を考察することが必要であり、筆者はこれまで不十分ながらそれを試みた。それに対して、今回は特に、国際連盟の側の対応に注目して述べたいと思う。

A. 混合委員会委員長見解 Nr. 257 [1926 年 12 月 15 日]

主観基準

まず、ドイツ側の問題提起をうけた混合委員会は、1926 年 12 月 15 日に混合委員長見解 (カロンデル委員長) を発して、少数者所属原理は「当該個人の主観意志」に求めざるを得ないとしている。

かつてブルンスが述べた「民族簿」のような、「少数者戸籍簿」(Minderheitskataster) を備えて、少数者を全員これに登録させているならば、この者を「少数者」(= ドイツ人) と規定できるが、「ジュネーブ協定」はそれをしていない。だとすれば、「各人がその都度の自分の自由意志に従って (nach ihrem jeweiligen freien Willen), 自分が少数者又は多数者に所属したいかどうかを決定する」、それが、ジュネーブ協定第 74 条の優先的考え方である、と。

じつは、ポーランドも、第 74 条は、外国に居住するポーランド人保護のために必要であると、他の国際条約 (自由都市ダンチヒとの条約, チェコスロヴァキアとの条約) でも、本原則を承認したことが記憶さるべきである; もし、ジュネーブ協定が「客観基準による少数者所属」を

規定したいなら、詳細規程が必要だったのである。上シュレジエンという言語的・文化的に輻輳する状況では、自由な文化競争による解決が絶対的に必要であり、個人の自由な自己決定に依るといふこの原則 [主観基準] は最も推賞されるものである、と³³。

そして、どの民族に所属するか主観的意志表明 (die subjektive Willenserklärung) をした者が、その子の所属すべき学校を決定するのである。

[a] 市民が自由な自己決定により、多数者又は少数者に属すか決定する (第74条)

[b] 教育権者は、その子を多数者校又は少数者校のいずれに就学させるかを自由に選択 (131条)³⁴

第131条は「母語」ではなく「授業言語」

また、混合委員長見解は、「ジュネーブ協定」第131条にいう「児童または生徒の言語」は、「母語」ではなく「授業言語」である、と明確に述べている。

第131条が謂う「言語」は、母語でなく授業語 (学校教育で使う言語) ということは、ジュネーブ協定交渉時の独ボの審議過程から分る；このとき、「言語」解釈に混乱があった、すなわち、はじめポーランドは原案に「母語」と表現したが、ドイツ代表がこれを否定、その後ポーランド側は、現行の「ジュネーブ協定」の文言を提案したのである；このことは、1922.2.22のジュネーブ第9委員会 [連盟] 第7回会議議事録にも記載されている通りである、と³⁵。

このことは極めて重大である。つまり、ポーランド側は、当初、「ジュネーブ協定」に定める「言語」を「母語」と理解していたが、ドイツ側はそれを否定しているということである。カロンデルは、元々、国際連盟で「ジュネーブ協定」の作成に関わり (独ボ両代表と共に)、そのため、「ジュネーブ協定」の実施・適用を効果あらしめるために、混合委員会委員長を引き受け、ポーランドに居を移して独ボの少数者問題に取り組んだのであった。その過程で、「ジュネーブ協定」の解釈を行うことが求められ、それを「混合委員長見解」として夥しい数の「見解」(Stellungnahme) を発している。たとえば、ポーランド校への転校強制は不可、入学申請書の郵送提出も可、署名認証は寛大に、日付ミスは寛大に、少人数でも開設可、役人の専断禁止、入学申請・開校告知のドイツ語使用、寡婦も教育権者になり得る、非嫡出子の母出願可、等々。「ジュネーブ協定」をいざ実施しようとなると、当初は想定していなかった具体的な問題が押し寄せ、そのたびに、カロンデル混合委員長は、協定の解釈と、これを少数者権保障の見地から

33 Junckerstorff, S. 97

34 A. a. O., S. 98

35 Ebenda.

運用する教育的判断とを行っているのである³⁶。

カロンドールは、ジュネーブ協定の作成交渉から、「言語」は「母語」でなく「授業言語」であること、それをポーランドも認めたのであるから、その後ポーランド・シロンスク県のシロンスク教育令 (1922. 8. 21) の「母語」条項は削除するよう再三ポーランド側に申し入れていたのであった [結果的にこれは削除されず、それが、1926年のドイツ系少数者児童の学籍登録却下に至るわけである]。

ドイツ語不十分生徒の扱い

カロンドールは、これまでドイツ語不十分な者もドイツ系少数者学校に通うことを認めてきた (教育的観点からは問題があるが) し、将来問題を引き起こすであろう「母語」理由の就学却下でなく、一旦少数者学校に受け入れ、しかるのちにポーランド校に転校させるのが教育的だとした。しかも、教育的観点は抑制的に考えるべきで、あくまで131条の「権利」を優先させるべきだとしている。

さらに、「ドイツ民族同盟」とポーランド当局との話し合いを求め、両者の合意が望ましい；もし合意できぬ場合には、131条判断を行う、それは「いかなる生徒もドイツ語不十分で少数者学校入校を拒否されない」、「1926夏のポーランド当局の審査は認められない。不当と判断する」というものであった³⁷。

まことに原則的で理にかなない、教育的で現実的、加えて、妥協の余地も暗示するという「見解」であった。だが、現実には独ボ双方がこれを無視、学籍登録却下問題を奇貨として非和協的な民族闘争に突き進んだのであった。

B. 国際連盟理事会決議 [1927年3月12日]

混合委員会委員長の「見解」はグラジュインスキ知事に否定された。その結果、今度は、問題が国際連盟理事会に持ち込まれたのである。

理事会は、本問題につき「ドイツ民族同盟」の主張を吟味し、以下の決議を行った。すなわち、

° ドイツ民族同盟の主張

- 連盟理事会は「ドイツ民族同盟」(Deutscher Volksbund)の主張を吟味した。同盟主張は次のごとく。

36 A. a. O., S. 62-119.

37 A. a. O., S. 103.

(A) 「母語 = ドイツ語」 児童 [のみ] を入学許可

— ポーランド政府の行動：少数者学校入学につき

教育権者の表明 *déclaration*,

その後 (1926 夏) アンケート,

で「母語 = ドイツ語」の児童 [のみ] を入学許可させた

(B) ポーランド政府に注意を促せ

— 地方当局の行った方策は、以下の学籍登録を行った子弟を少数者学校から排除するためのものである。これに関わる者全ての利益保全が必要である。

()° 1926 夏に行われたアンケートにおいて、親が出頭要求に応ぜぬとの理由により申請を破棄された者

()° 申請および当該アンケートにより「母語 = ドイツ語・ポーランド語」の者 = ドイツ系少数者ではないと判明したとの理由で学籍登録が破棄された者 [二重言語児]

それ故少数者学校入学は

「上記カテゴリー児童には直ちにかつ新規学籍登録申請なく認められるべき」

・例外は次のもの

- a) ポーランド国籍を有していなかった者
- b) 正規の教育権者でない者が学籍登録した者
- c) 学区に所属していなかった者
- d) 別の学校の授業を受ける者
- e) 教育義務に同意しなかった者

先に少数者学校に入学許可されたが、実際にはポーランド学校に居る児童は、そこで現在の学年修了まで留まり得る。

また、ポーランド校に出席を怠ったための罰則方策は、教育権者の責任と考え、これを一時停止すべきである。したがって事情に応じ少数者学校入学を認めるべきである。

° 連盟理事会の判断

●判断

— 少数者学校がポーランド語を話す児童しか受け入れないのは、望ましいことではない。

●方策

— ・理事会は、上記 ()°; ()° に属する具体的ケースで、かつポーランド地方当局において疑わしいと思えるケースに関し、言語テストを行うことを決定した。

・チェックは児童が媒介言語 [ドイツ語] を用いるかどうか確かめる目的で行う。

●チェックの方途

- 地方当局が疑わしいと考える事例は問題を今後委員会に付託
(連盟理事会の指定した在住スイス人教育問題専門家が協力。ないし委員会協力)

専門家によるドイツ語学力方向により

混合委員長は、少数者学校通学を無益とし、学校からの退学を宣告しうる。

●財政

- 教育専門家経費 — 報告書により事務局長援助
- ポーランドの払い戻し請求 — 連盟費用をベースとする。

◦ 生徒の処遇

●母語 = ポーランド語児童

- 1926 アンケート「母語 = ポーランド語」を申告した児童

希望表明があればそれを配慮する。

●疑わしい受入

- 母語テスト結果により、混合委員長が有益であることを宣言する。

◦ 理事会で限定解決

●上記の諸措置執行上の全問題

- 解決がその能力を超えたなら、ポーランド政府であれ混合委員長であれ、理事会に報告し
限定解決をしなければならない。ただし理事会が不必要と判断しない限り。

◦ 例外措置である (une mesure exceptionnelle)

●上記 ； ； の措置

- ジュネーブ協定が想定していない例外措置と考えなければならない。断じてジュネーブ協定条項の変容と解釈してはならない。³⁸

この決議に、ドイツ国代表のドイツ外相シュトレゼマン、は「1回限り」ということを念押しして了承した。

38 A. a. O., S. 106.

C. 言語テストとその結果

その後、スイス人教育家マウラー³⁹により、「言語」能力テストが2回行われ、以下の結果を得た。

表5. 言語テスト合計結果 (1927)

ドイツ語力テスト	合格	不合格	合計
第1回 (1927.6)	263	396	659
第2回 (1927.9)	272	270	542
合計	535	666	1,201
比率 (%)	44.5%	55.5%	100.0%

このテストは「1回限り」との合意であったのだが、その後、この試験の監視を任された国際連盟の報告官ウルルティア (Urrutia) が、「来年の入校に際しても言語テストを行う」と表明。これを不当として、1927.12.31、ドイツ政府が、常設司法裁判所へ提訴したわけである。

(2) 司法裁判決 (1928.4.26) とその後

司法裁判決 (1928.4.26) は、さきに記したように、「授業言語ならびにこれに対応した学校 [少数者学校] を選ぶ」「無制限の自由」は否定した。

生徒または児童の言語が何であるかを表明する自由は、場合によっては状況判断に一定の余地が保証されているにしても、それは授業で用いるべき言語、およびこれに対応する学校を選ぶ無制限の可能性を意味するものではない。

とはいえ、判決で、主観基準は次のような文言で部分的容認に至ったのだった。

本裁判所がジュネーブ協定の文言から、第131条は基本的に事実 (Tatsache) の存在を目指したものであって、意志ないしは願望の表現を目指したものではないと結論づけたとしても、事実 (Tatsache) 評価にあたって主観要素 (subjektives Element) を正当に考察しうることまで排除するものではない。実際、一人の人間のことばの下で、何が理解できるかは常に明瞭かつ疑いないという訳ではない。取り分け、親が別のことばで自らの文化要求を満たし、このことばを自らのことばであると愛着して捉えているとき、就学年齢に達した子どもを問題にする場合、子どもが一般的に用いることばだけに限定しないで考察することが、正当であることは間違いないことである。

この上シュレジエンにおける「主観基準」容認の司法裁判決が、当時、「主観基準」に基づく少数者令を準備していたプロイセン当局に追い風となったことは間違いない。

39 Keitsch, Frank: Die sprachlichen Verhältnisse im oberschlesischen Teil der Woiwodschaft Schlesien und das deutsche Minderheitsschulwesen in der Zwischenkriegszeit. Ratingen-Hösel, 1977, S. 199.

D. 国際連盟理事会決議 (1928年6月9日) (判決後)

司法裁判決 (1928. 4. 26) を受けてのち、1928年6月9日に、国際連盟理事会は上シュレジェン学校紛争について次のような決議を行った。箇条書きすると、次の通りである。

. [連盟の三つの原則]

連盟理事会は、ジュネーブ協定 106, 131 条に従って教育権者の行った児童の言語宣言は、今後、次の3原則 (1°, 2°, 3°) により解釈されなければならないと判断する。

1° 少数者学校設立ないし、既存少数者学校への入学要求を表明する全ての者

自己の良心に従い、個人の責任の下に (*selon sa conscience et sous sa responsabilite personnelle*)、責任をもつ児童の教育につき、何語を授業言語とするかを表明しなければならない。

この表明は、児童にとって事実状況 (*la situation de fait*) と考えられるものに基づき、判断を行わなければならぬものである。

何を児童の授業言語と表明するかは自由と見做されなければならない。必要があれば状況鑑定の一定の自由は含むが、それに対応する学校で行われる授業言語を、無制限に選択する権限を含むものではない。

2° ポーランド政府 — 教育権者の表明に基づき、ポーランド語以外の言語が[授業] 言語である児童、ないし言語表明を行わなかった者を、少数者学校に入学させなかったことには根拠がある。

3° 当局の審査禁止 — ポーランド当局は、児童の教育権者による言語表明を、いかなる形のものであれ、審査、異議、圧力、妨害に晒してはならない。 (*aucune verification, contestation, pression ou entrave*)

. [A. ビェルトウトーヴィ事件への連盟の対応]

1. 新学校設立要求の父母

● 連盟理事会

— ポーランド政府を召還する

|

62 人の表明をした者につき解明するため。

ポーランド政府が入学承認しなかった理由 (ポーランドによる)

対象児童が少数者学校に登校せず

彼らは、ビェルトウトーヴィ (*Biertułtowy*) 少数者学校設立要求を提出するはずである

学校創設に伴う言語表明においては、上記3原則を適用するものとする。

．問題の原因

1．少数者語 [ドイツ語] を知らぬ子が原因

● 困難の原因

— 理事会の喚起、本件の困難性（最近理事会付託の複数の問題も同様）

少数者言語 [ドイツ語] を知らぬ子を少数者学校に入校申請する父母多し

● 1927.3.12 連盟決議が原則

— このようなケースに、理事会は先の決議に拠る

(= 1927.3.12) 「ドイツ語が話せない児童の少数者学校[ドイツ語校]入学は望ましくない」

● ポーランド政府へ

— 理事会の断固たる期待

ポーランド政府が、口頭、書状での言語表明形式を確立

宣明の客観性格 (caractere objectif) につき、今日まで生ずる上記のごとき食い違いが2度と出現せぬようにする

ポーランド当局は、少数者学校の教育につき、正常な機能が保証されるよう配慮するようにする

．その他の事例

1．訴えの事例

● ドイツ民族同盟 (Deutscher Volksbund)

— 他の少数者学校閉鎖問題については、連盟に適法に付託された。

スタラ・ヴィエシ (Stara-Wies) の少数者学校閉鎖問題

ギェラウトヴィツェ (Gieraitowice) の少数者学校閉鎖問題

スタラ・ヴィエシ

— 少数者学校設立が52名の賛同でなされる

ポーランド政府によれば、うち22人が父母申請には「媒介語 [堪能言語] がポーランド語」

ギェラウトヴィッツェ

— 少数者学校設立要求 44 人。

同様に、38 人が「[媒介語が] ポーランド語」

2. ポーランドの閉校措置は適法

●連盟理事会は

スタラ・ヴィエシ

ギェラウトヴィッツェ

校に関し、ポーランド政府の [閉鎖] 措置は適法と決定する。⁴⁰

E. その後の混合委員長見解と試験委員会

理事会決定を受け、その後カロンデール混合委員長の見解は、「ドイツ語能力」による入校除外を正当なものとす。それらを列挙すれば次の通りである。

- ・ 1928. 7. 10 番号なし ドイツ語能力あればドイツ系少数者学校就学可
- ・ 1928. 7. 23 Nr. 291 被却下者の再申請可、但し言語表明は必要
- ・ 1928. 7. 23 Nr. 491 入退校の自由⁴¹

このうち、1928 年 7 月 10 日のものでは、少数者学校通学が適当かどうかは、年度全体を通じた言語テストで決定する、としている⁴²。カロンデールとしては、理事会の決定に添いつつも、あくまで教育的判断を尊重して、一旦ドイツ校に入った生徒とその親が、ポーランド校への転校を自然に受け容れる道を探って行ったのだった。

このような経過の中で、件 (くだん) の生徒が再度ドイツ系少数者校に入学申請しこれを再びポーランド当局が却下するという問題が生じた (注 29 参照)。この措置に関して、国際司法裁判所に再度裁定が委ねられたのであるが、今度は、ポーランドに敗訴となった (1931.5.15 勧告的意見「先の決定は恒久的ではない」)。これを受けて、カロンデール委員長は、今後、[ド]、(ポ) 同数の委員会 (Kommission) を設置して、お互いに納得の行く入学者選抜が行われるよう、仲裁を行っている。ここにも、カロンデールの教育的論理を見ることができるのである⁴³。

40 Junckerstorff, S. 114-116

41 A. a. O., S. 106, 116,

42 A. a. O., S. 106

43 Lukaschek, Hans: Das Schulrecht der nationalen Minderheiten in Deutschland. Berlin, 1930, S. 140.

まとめ

以上見たように、1928年4月26日の上シュレジエン少数者学校紛争に関わる国際司法裁判所判決は、ドイツ系少数者学校就学に、まずは、客観的基準の「言語」を正当とした。これによって、「ジュネーブ協定」の実施基準を明示した。しかしながら、この独ポ両民族の混住する地域では、客観原理とともに主観基準も一定の正当性をもつと判断された。そこには、民族をめぐる問題についての現代的な意義があると言える。

また、この上シュレジエンにおける「主観基準」容認の司法裁判決は、当時、「主観基準」に基づく少数者令を準備していたプロイセン当局に追い風となったと判断されるが、その受容については、今後さらに明らかにしたいと思っている。

(2012年12月29日)

文 献

1. Bierschenk, Theodor: Die deutsche Volksgruppe in Polen 1934-1939. Kitzingen, 1954
2. B. [Bruns, Carl Georg]: „Die Entscheidung des ständigen internationalen Gerichtshofes im oberschlesischen Schulstreit“. In: Nation und Staat, Jg. 1, H. 9, Wien 1928a
3. Bruns, Carl Georg: "Das Urteil des Ständigen Internationalen Gerichtshofes im Oberschlesischen Schulstreit und das allgemeine Minderheitenrecht". Nation und Staat, Jg. 1, H. 10, Wien, 1928b
4. Dobbermann, Paul: Die deutsche Schule im ehemals preu ischen Teilgebiet Polens. Posen 1925
5. Eser, Ingo: »Volk, Staat, Gott!«: Die deutsche Minderheit in Polen und ihr Schulwesen 1918-1939. Wiesbaden: Harrassowitz Verlag, 2010 (Veröffentlichungen des Nordost-Instituts; Bd. 15)
6. Frackowiak, Johannes: Wanderer im nationalen Niemandsland. Polnische Ethnizität in Mitteldeutschland von 1880 bis zur Gegenwart. Paderborn: Scjönigh, 2011
7. Junckerstorff, Kurt: Das Schulrecht der deutschen Minderheiten in Polnisch-Oberschlesien nach dem Genfer Abkommen. Berlin, 1930
8. Keitsch, Frank: Die sprachlichen Verhältnisse im oberschlesischen Teil der Woiwodschaft Schlesien und das deutsche Minderheitsschulwesen in der Zwischenkriegszeit. Ratingen-Hösel, 1977
9. Knabe Ferdinande: Sprachliche Minderheiten und nationale Schule in Preussen zwischen 1871 und 1933. Eine bildungspolitische Analyse, Münster: Waxmann, 2000. (Internationale Hochschulschriften, Band 325)
10. Krüger-Potratz, Marianne (Hrsg.): Fremdsprachige Volksteile und deutsche Schule. Schulpolitik für die Kinder der autochthonen Minderheiten in der Weimarer Republik. Münster: Waxmann, 1998
11. Lukaschek, Hans: Das Schulrecht der nationalen Minderheiten in Deutschland. Berlin, 1930
12. Recke, Walter: Die historisch-politischen Grundlagen der Genfer Konvention vom 15. Mai 1922. Marburg (Lahn): J.G. Herder-Institut, 1969
13. Reich und Länder: Texte zur deutschen Verfassungsgeschichte im 19. und 20. Jahrhundert / herausgegeben von Hans Boldt unter Mitwirkung von Franz Werner Mausberg Originalausgabe München: Deutscher Taschenbuch Verlag, 1987
14. Stauffer, Paul: Polen - Juden - Schweizer. Zürich, 2004
15. Urban, Thomas: Deutsche in Polen. München, 2000
16. Zentralblatt für die gesamte Unterrichts-Verwaltung in Preußen, Jahrgang 63, H2, Berlin: Weidmannsche Buchhandlung, 1921. 1. 20, S. 42.
17. 石井菊次郎 『外交余録』 岩波書店, 1930年 (吉村道男監修 『日本外交史人物叢書 第6巻』 ゆまに書房, 2002年)
18. 伊藤定良 『異郷と故郷 — ドイツ帝国主義とルール・ポーランド人 —』 新しい世界史 8 東大出版, 1987年
19. 梅根悟 『近代国家と民衆教育 — プロイセン民衆教育政策史 —』 誠文堂新光社, 1967年
20. 小峰総一郎 「資料 ポーランド系少数者学校令 (1928. 12. 31)」 (『中京大学国際教養学部論叢』 第4巻第1号, 2011年9月)
21. ——— 「資料 上シュレジエンに関する [独ボ] ジュネーブ協定 (1922. 5. 15) [抄]」 (『中京大学国際教養学部論叢』 第4巻第1号, 2011年9月)
22. ——— 「資料 シロンスク教育令 (1922. 8. 21)」 (『中京大学国際教養学部論叢』 第4巻第2号, 2012年3月)
23. ——— 「資料 C. G. ブルス: 「少数民族文化自治ライヒ法草案」 (1926. 3. 15) 解題」 (『中京大学国際教養学部論叢』 第5巻第1号, 2012年10月)

24. 今野元 『多民族国家プロイセンの夢 — 「青の国際派」とヨーロッパ秩序 —』 (名大出版, 2009年)
25. 篠原初枝 『国際連盟 — 世界平和への夢と挫折』 中公新書, 2010年
26. 高橋勝浩 「石井菊次郎 歴史を指南車と仰いだ知性派外交官」 佐道明広・小宮山一夫・服部龍二編 『人物で読む近代日本外交史』 吉川弘文館, 2009年
27. 中村年延 「第6章 移民と母語教育の条件 — 20世紀初頭フランス・ポーランド人炭坑移民の場合 —」 望田幸男 / 橋本伸也編 『ネイションとナショナリズムの教育社会史』 叢書・比較教育社会史 2, 昭和堂, 2004年
28. 西尾達雄 「植民地支配と身体教育 — 朝鮮の場合 —」 望田幸男 / 田村栄子編 『身体と医療の教育社会史』 叢書・比較教育社会史 [1] 昭和堂, 2003年
29. 日本体育学会監修 『最新スポーツ科学事典』, 平凡社, 2006年
30. 濱口學 「国際連盟と上部シレジア定境紛争」 『國學院大學紀要』 31, 1993/3
31. 牧野雅彦 『ロカルノ条約 — シュトレゼマンとヨーロッパの再建』, 中央公論新社, 2012年
32. 横田喜三郎 「第一編 判決 一二 上部シレジアの少数者学校に関する事件」 『国際判例研究』, 有斐閣, 1933年
33. ——— 「第二編 諮問事件 一 上シレジアの少数者学校の事件」 『国際判例研究』 有斐閣, 1970年。
34. 山内昌之 「民族」 大澤真幸・よしみ俊哉・鷲田清一編 『現代社会学事典』 弘文堂, 2012年

上シュレジェン学校紛争略年表 (1919-1937)

年月日	事 項
1919. 6. 28	●ヴェルサイユ条約 ●ポーランド条約
1921. 3. 20	●上シュレジェン住民投票。ドイツ帰属派多数 5.2 ポーランド人蜂起・ドイツ人による武力制圧 10.10 国際連盟秘密理事会, 上シュレ分割線合意 10. 20 連盟理事会, 分割を正式決定。移行措置を大使会議決議 (日本代表・石井菊次郎)
1922. 5. 15	●上シュレジェンに関するジュネーブ協定。相互に少数民族の権利を規定。6.3 発効。 6.15 東部上シュレジェン, ポーランド復帰。混合委員会 (委員長・元スイス大統領カロンデル), 仲裁裁判所 (裁判長・ケーケンバーク)
	●以後学校紛争頻発 (1922-1937 の間) ・ドイツ人の対ポーランド訴願合計 (12,226 件) ・ポーランド人の対ドイツ訴願合計 (522 件)
1926. 5	●ポーランド, 上シュレジェンでドイツ人児童 8,500 人以上がドイツ系少数者学校へ学籍登録。直後に一般アンケート調査・母語調査 7,114 登録不可 5,205.....「少数者」ではないと判定 【上シュレジェン就学義務児童の約 1/4】 ●「シュレジェンドイツ人民族同盟」, ポ国 (少数者局) へ訴え
1926. 12. 15	●混合委員会委員長・元スイス大統領カロンデルの見解 (1926. 12. 15) ジュネーブ協定第 131 条, 74 条により, ドイツ語が理解できぬ児童にも a. ドイツ語を授業言語として選択可 b. ドイツ系少数者学校入学可 「[ドイツ系] 父母の申請を審査することは認められない」
1927. 1. 13	●ポ国シロンスク県知事反対論「混合委員会委員長表明は受け容れ難い」 ●「ドイツ人同盟」, 国際連盟に訴え 委員会での議論 (1927. 3/8, 3/12, 12/8) にドイツ側主張顧みられず。法判断行わず, 言語テスト実施を指示 (A)二重言語児童, (B)親の出頭しなかった児童 — スイス人教育家マウラー (Maurer) による言語テスト実施を指示 カロンデル委員長, これに基く入校判断を正当とする 「ドイツ人同盟」代表はこの指示には同意。しかし本件に添わぬ, と留保付す
1927. 6, 9	●言語テスト。その後, この試験の監視を任された報告官ウルルティア (Urrutia) 「来年の入校に際しても言語テスト行う」と表明
12. 31	●ドイツ政府, 常設国際司法裁判所へ提訴
1928. 4. 26	●常設国際司法裁判所判決 — ドイツ敗訴。民族所属は「主観意志」に基くのではなく, 「事実状況」(言語等 — 客観基準) に基く。ドイツ系少数者学校の自由な選択は不可。ただし民族所属の「表明」自体は自由。主観基準を部分的に認める。当局の再審査不可
12. 31	●ポーランド系少数者令 ●改正デンマーク系少数者令
1929. 3. 25/4. 6	●パリ会談 (議長: 安達峰一郎大使, パリ) (学校入学問題除き) 訴願処理簡素化へ合意
5. 11	ポーランド, 安達宛感謝書状 (1929. 5. 11)
5. 18	ドイツ, 感謝書状
1937. 5. 15	●上シュレジェンに関するジュネーブ協定満了
11. 5	●独ボ少数民族宣言 (1937. 11. 5)

(Bruns, Junckerstorff, Recke 等に基き小峰作成)